

水道用機械・電気設備 保守業務委託

標準仕様書

令和7年4月

(令和8年4月一部改定)

(令和8年5月一部改定)



東京都水道局

目 次

第1章 総 則

第1節 一般事項

1.1.1 適用範囲	1
1.1.2 用語の定義	1
1.1.3 業務委託担当者の業務等	2
1.1.4 業務責任者	3
1.1.5 関係法令等の遵守	3
1.1.6 凶書、資料等の調達	4
1.1.7 受託者の負担の範囲	4
1.1.8 電力、用水等の支給	4
1.1.9 資機材及び消耗品の調達	4
1.1.10 施設等の使用	5
1.1.11 提出書類	5
1.1.12 業務の再委任又は再委託について	5
1.1.13 守秘義務	5
1.1.14 知的財産の取扱い	6
1.1.15 疑義に対する協議等	6
1.1.16 不当介入に対する通報報告	6
1.1.17 調査等に対する協力	7

第2節 業務管理

1.2.1 業務の一般事項	8
1.2.2 仕様書等の精査及び事前調査	8
1.2.3 業務計画書	8
1.2.4 打合せ	9
1.2.5 作業手順書	9
1.2.6 使用資機材、消耗品等	9
1.2.7 発生品の処分等	10
1.2.8 作業日時	10
1.2.9 故障等の対応	10
1.2.10 緊急時の措置	10
1.2.11 別契約の関連委託、関連工事等との調整	11
1.2.12 一時中止、契約解除時の措置	11
1.2.13 セキュリティ管理	11
1.2.14 業務報告書	11
1.2.15 後片付け	11

第3節 安全衛生、環境対策

1.3.1 安全管理	12
1.3.2 機器の停止等に伴う安全措置	12
1.3.3 高所作業、墜落、転落等	13
1.3.4 酸素欠乏危険作業	13
1.3.5 悪天候等への対応	13
1.3.6 電力設備の作業	14
1.3.7 衛生管理	14
1.3.8 細菌検査	14
1.3.9 臨時の細菌検査	15
1.3.10 感染症への対応	15
1.3.11 環境対策	15
1.3.12 環境により良い自動車利用	16

第4節 制御系システム保守業務におけるサイバーセキュリティ

1.4.1 制御系システムに関する用語の定義	17
1.4.2 制御系システム保守業務の推進体制	17
1.4.3 保守業務従事者への遵守事項の周知	17
1.4.4 秘密の保持	17
1.4.5 複写及び複製の禁止	17
1.4.6 制御系システムのセキュリティ管理	17
1.4.7 当局の施設内での制御系システム保守業務	20
1.4.8 制御系システム保守業務における再委託の取扱い	20
1.4.9 実地調査及び指示等	20
1.4.10 情報の保管、管理等に対する義務違反	20

第5節 検査

1.5.1 検査の種類	22
1.5.2 検査の方法	22

第2章 標準保守点検項目

第1節 共通事項

2.1.1 一般事項	23
2.1.2 制御系システムの作業準備	23

第2節 電気設備

2.2.1 特別高圧・高圧電気設備	24
2.2.2 低圧配電盤	27
2.2.3 特殊電源装置	28
2.2.4 セルビウス装置	29
2.2.5 高圧VVVF制御盤	31
2.2.6 低圧VVVF制御装置	31
2.2.7 太陽光発電設備	32
2.2.8 保護継電器・他	32
2.2.9 測定及び回路試験	33

第3節 監視制御設備

2.3.1 監視制御装置	34
2.3.2 テレメータ装置	37
2.3.3 ITV装置	38

第4節 計装設備

2.4.1 一般工業計器	39
2.4.2 流量計	40
2.4.3 水質計器	41
2.4.4 自動水質計器	48
2.4.5 水質監視装置	51
2.4.6 気象観測装置	52

第5節 電動機	56
---------	----

第6節	無線設備	
2.6.1	河川情報監視・放流警報装置	57
2.6.2	水道業務用無線装置	58
第7節	クレーン設備	60
第8節	トラックスケール	63
第9節	高度浄水処理設備	65

提出書類

提出書類一覧	1
提出書類記載上の注意事項	2
(様式 1) 業務計画書	6
(様式 2) 工程計画	7
(様式 3) 主要業務従事者一覧表	8
(様式 4) 経歴書	9
(様式 5) 緊急保安体制	10
(様式 6) 業務報告書	11
(様式 7) 業務完了届	12
(様式 8) 業務完了届 (別紙)	13
(様式 9) 請求書	14
(様式 10) 業務従事者健康診断書	15
(様式 11) 打合せ議事録	16
(様式 12) 承諾書	17
(様式 13) 業務委託担当者通知書	18
(様式 14) 業務委託契約変更協議書	19
(様式 15) 指示事項通知書	20
(様式 16) 業務の一部委託 (委任) 承諾申請書	21
(様式 17) 業務の一部委託 (委任) 届	22

附 則

(附則-1) 電子成果品 (委託書類) の作成について	附-1
-----------------------------	-----

参考資料

業務委託契約書

第1章 総則

第1節 一般事項

1.1.1 適用範囲

- (1) この水道用機械・電気設備保守業務委託標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）は、東京都水道局（以下「当局」という。）の浄水場、給水所、増圧ポンプ所等に設置されている水道事業の用に供するための機械設備及び電気設備（建築附帯設備を除く。）の保守業務を委託する場合において、特記で標準仕様書に従うとしたものに適用する。
- (2) この標準仕様書に規定する事項は、別に定めている場合を除き、受託者がその責任において履行する。
- (3) 契約書及び仕様書等は、相互に補完するものとし、いずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
- (4) 全ての仕様書等は、相互に補完するものとする。ただし、仕様書等の間に相違がある場合の優先順位は、次のアからエまでの順番のとおりとし、これにより難しい場合は「1.1.15 疑義に対する協議等」による。
 - ア イからエまでに対する質問回答書
 - イ 現場説明書
 - ウ 特記仕様書（図面を含む。）
 - エ 標準仕様書

1.1.2 用語の定義

この標準仕様書において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「業務委託担当者」とは、当該委託の事務及び業務管理に携わる者で、当局が受託者に通知した者をいう。
- (2) 「業務責任者」とは、当該契約の履行に関して業務を統括する者で、受託者が当局に通知した者をいう。
- (3) 「受託者等」とは、当該契約の受託者又は業務責任者をいう。
- (4) 「委託者等」とは、当該契約の委託者又は業務委託担当者をいう。
- (5) 「業務委託担当者の指示」とは、業務委託担当者が受託者等に対し、業務の施行に必要な事項を書面によって示すことをいう。

ただし、緊急の場合等において、業務委託担当者が口頭、電話、電子メールその他の手段により行うことを含む。この場合には、後日、業務委託担当者と受託者等とが指示の内容について書面により確認する。
- (6) 「協議」とは、委託者等と受託者等とが協議事項の結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。
- (7) 「業務委託担当者の確認」とは、業務の各段階で、業務状況、保守点検その他の対応措置の結果等について、業務委託担当者の立会い又は受託者等の報告に基づき、業務委託担当者がその事実を認知することをいう。
- (8) 「業務委託担当者の立会い」とは、業務の施行に必要な指示、承諾、協議、確認等を行うため、業務委託担当者がその場に臨むことをいう。

- (9) 「書面」とは、発行年月日が記載され、署名又は記名押印された文書をいう。なお、関係規程等により、署名又は押印がない書類や電子提出した書類も有効な書面として取り扱う。
- (10) 「仕様書等」とは、「1.1.1 適用範囲」(4)アからエまでをいう。
- (11) 「特記」とは、「1.1.1 適用範囲」(4)アからウまでに指定された事項をいう。
- (12) 「通知」とは、当局が受託者等に対し、又は受託者等が当局に対し、書面をもって知らせることをいう。
- (13) 「報告」とは、受託者等が当局に対し、業務の結果又は業務上必要な事項を書面によって示し、説明することをいう。
- (14) 「提出」とは、受託者等が当局に対し、書面又は資料を説明し、差し出すことをいう。
- (15) 「承諾」とは、受注者等が当局に対し、又は当局が受注者等に対し、書面で申し出た事項について、申出を受けた者が書面をもって了解することをいう。
- (16) 「検査」とは、契約書に規定する業務完了の確認、部分払いに係る既済部分の確認、契約解除に伴う既済部分の確認等を行うために当局が行うものをいう。
- (17) 「検査員」とは、検査を行うために当局が定めた者をいう。

1.1.3 業務委託担当者の業務等

- (1) 当局が定める当該委託の業務委託担当者は、次のとおりとする。
 - ア 総括業務委託担当者
 - イ 副総括業務委託担当者
 - ウ 業務委託担当者（事務取扱者）
 - エ アからウまで以外の業務委託担当者
- (2) 業務委託担当者は、次に掲げる業務を行う。
 - ア 受託者等に対する指示、確認、通知、承諾及び協議の処理
 - イ 業務施行のための詳細図等の作成及び交付並びに受託者等が作成した図書の確認及び承諾
 - ウ 業務施行に必要な立会い、施行状況の確認、検査の実施に関する調整
 - エ 業務に関連する別途工事、作業又は当局業務等との調整
 - オ 契約内容の変更又は履行の一時中止の必要があると認める場合の受託者との協議に係る調整及び事務処理
 - カ 業務の履行が仕様書等に適合しない場合の補修請求に係る調整及び事務処理
- (3) 業務委託担当者が行う受託者等に対する契約上の権利の行使又は義務の履行については、(1)に定めるいずれの業務委託担当者も行うことができる。
- (4) 受託者等が行う当局に対する契約上の権利の行使又は義務の履行については、業務委託担当者（事務取扱者）に対して行うものとする。ただし、業務委託担当者（事務取扱者）が不在の場合又は欠けた場合は、副総括業務委託担当者に対して、副総括業務委託担当者が不在の場合又は欠けた場合は、総括業務委託担当者に対して行う。ただし、緊急の場合は、この限りではない。

1.1.4 業務責任者

(1) 受託者は、業務の施行に先立ち、業務責任者を選任し、指定の期日までに当局に通知する。

また、業務責任者を変更する場合も同様とする。

(2) 業務責任者は、業務に従事する者を指揮監督するとともに、業務委託担当者との連絡を密にし、適正な業務の施行に努める。

なお、業務責任者は、自ら業務に従事することができる。

(3) 業務責任者が不在のとき又は複数の履行場所で同時に作業を行うとき、受託者等は、業務従事者への指導監督及び業務委託担当者との連絡調整の業務について、業務責任者を代理し、又は補佐する者を業務従事者の中から指名する。指名をした際は、速やかに業務委託担当者に報告する。

1.1.5 関係法令等の遵守

(1) 業務の施行に当たっては、適用を受ける法律、政令、省令（府令）、告示、条例、規則等（以下「関係法令等」という。）を遵守する。

また、その適用及び運用は、受託者等の責任において行う。

(2) 主な関係法令等を以下に示す。

なお、以下に列記していない関係法令等についても、施行に当たり関連する場合は、遵守する。

また、関係法令等の制定又は改廃がなされた場合は、適法に施行するよう対処する。

- ・ 水道法（昭和32年法律第177号）
- ・ 計量法（平成4年法律第51号）
- ・ 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- ・ 消防法（昭和23年法律第186号）
- ・ 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）
- ・ 電気事業法（昭和39年法律第170号）
- ・ 電波法（昭和25年法律第131号）
- ・ 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）
- ・ 道路法（昭和27年法律第180号）
- ・ 道路交通法（昭和35年法律第105号）
- ・ 河川法（昭和39年法律第167号）
- ・ 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- ・ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・ 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・ 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和63年法律第53号）
- ・ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）

1.1.6 図書、資料等の調達

- (1) 契約書、仕様書等及びこれらにおいて適用することが定められている図書類のうち、業務の施行に必要なものは、受託者の負担において備えるものとする。
- (2) (1)にかかわらず、当局が所有する図書類で市販又は公表されていないもののうち、受託者等から要求があったものについて、業務委託当事者が必要と認める範囲において、受託者等は、図書類の貸与を受け、又は閲覧することができる。

1.1.7 受託者の負担の範囲

- (1) 関係法令等に基づく官公署その他の関係機関への必要な届出手続及び特記で指定する官公署等の検査に必要な手続については、受託者等が行う。

なお、受託者等は、届出等を行うに当たって、その内容を記載した文書により事前に業務委託当事者と調整する。

また、届出等の結果については、速やかに業務委託当事者に報告し、その写しを提出する。

- (2) 関係法令等に基づく官公署その他の関係機関の検査又は契約書に定める検査を受検するに当たっては、その検査に必要な資機材、労務等を提供し、これに直接要する費用は受託者の負担とする。また、受託者等は、官公署等の検査に立会う。

なお、所轄官公署等の立会いが法令で定められている検査又は検定の手数料及び所轄官公署等への必要な届出又は許認可申請に係る手数料等は、当局が負担する。

- (3) 業務委託当事者の確認又は業務委託当事者の立会いを受けるに当たっては、その確認又は立会いに必要な資機材及び労務等を提供し、これに直接要する費用は受託者の負担とする。

1.1.8 電力、用水等の支給

業務の施行に必要な電力、用水及び燃料は、当局業務に支障のない限り無償で支給する。ただし、特記で定めている場合は、この限りではない。

なお、支給に当たっては、次の事項による。

- (1) 電力及び用水の取出しに要する仮設設備は、受託者の負担と責任で設置、運用並びに維持管理を行う。
- (2) 取出位置及び取出方法について、あらかじめ業務委託当事者の確認を受ける。
- (3) 取出位置には、当局施設への影響を抑止するための適切な保護装置を取り付けるとともに、委託件名、設置期間、受託者名、業務責任者名、業務責任者連絡先、業務委託当事者所属名称を表示する。

1.1.9 資機材及び消耗品の調達

- (1) 業務の施行に当たり使用する工具、計測機器、業務用機械器具等の資機材及びウエス、グリース、洗浄剤等の消耗品は、受託者の責任と負担で用意する。ただし、特記により、当局が支給又は貸与するものについては、この限りでない。
- (2) 業務の対象である機器等の点検に合わせて交換する部品類及び機器等が稼働中に消費する試薬、潤滑油等の消耗品は、当局が支給する。ただし、特記で別に定めている場

合は、この限りでない。

1.1.10 施設等の使用

- (1) 業務の施行に当たって、業務従事者の控室、計測機器の保管場所等として、当局の施設、用地等を使用し、又は当局が所有する機械器具等を使用する場合は、業務委託担当者の指示を受ける。
- (2) 施設、用地、機械器具等の使用に当たっては、受託者等は、常に整理、整頓及び清掃に努め、汚損しないよう注意する。汚損等の損害を与えた場合は、受託者の責任と負担で原形に復旧する。

1.1.11 提出書類

- (1) 受託者等は、標準仕様書の「提出書類」により、業務の履行に係る書類及び業務委託担当者が提出を求めた書類を作成し、指定の期日までに業務委託担当者に提出する。
また、書類の提出方法（紙面又は電子）については、契約確定後速やかに業務委託担当者と協議する。
なお、電子データにより提出した書類は、「附則-1 電子成果品（委託書類）の作成について」に基づき、委託完了時に電子媒体として業務委託担当者に提出する。
- (2) 受託者等及び業務委託担当者は、電子で提出した書類の受け渡しの記録を残すこと。
- (3) 様式の定めのない書類を提出する場合は、業務委託担当者の指示による。
- (4) 提出した書類に変更が生じたときは、受託者等は、理由を明らかにし、直ちに業務委託担当者に連絡するとともに、業務委託担当者が指示した日までに変更した書類を提出する。

1.1.12 業務の再委任又は再委託について

- (1) 受託者は、業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委任し、又は委託してはならない。
- (2) 業務の一部を第三者に委任し、又は委託する場合には、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。
なお、業務の一部を第三者に委任し、又は委託する場合には、あらかじめ当局の承諾を得なければならない。
ア 受託者が、業務全体の総合的な企画、指導及び調整をすること。
イ 委任又は再委託する事業者（二次以降の委任先又は委託先を含む。以下「協力事業者」という。）は、当該委託業務の履行能力を有すること。
ウ 協力事業者が東京都の競争入札参加資格者である場合は、指名停止期間中又は排除措置期間中でないこと。
- (3) 業務の一部を第三者に委任し、又は委託する場合には、協力事業者についても、受託者等に限定したものを除き、特記及び標準仕様書に従う。

1.1.13 守秘義務

- (1) 当局及び当該施設に関する業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。この

ことは、契約の解除後及び期間満了後においても同様とする。ただし、公表されている場合又はあらかじめ当局の承諾を得た場合は、この限りでない。

- (2) 仕様書等及び「1.1.6 図書、資料等の調達」(2)で貸与された資料を業務の施行のために使用する目的以外で第三者に使用させ、又はその内容を伝達してはならない。ただし、市販されている場合又はあらかじめ当局の承諾を得た場合は、この限りでない。

1.1.14 知的財産の取扱い

- (1) 受託者は、業務の施行に当たって、特許権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっているもの（手段を含む。）を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、特記により委託者が指定した場合は、この限りでない。
- (2) 受託者は、業務により制作した成果物（参考として添付する既存の資料、図表等を除く。以下「成果物」という。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。また、当該著作物に係る受託者の著作人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (3) 委託者は、成果物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。
- (4) 受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、委託者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。
- (5) 受託者は、業務の施行に関連して得られた発明又は考案等に基づいて、特許権等の出願又は登録を行う場合は、あらかじめ当局の承諾を得る。
- (6) 業務の一部を第三者に委任又は委託する場合は、(2)から(5)までについて、「受託者」を「受託者又は協力事業者」と読み替える。

1.1.15 疑義に対する協議等

- (1) 受託者等は、仕様書等の内容に関して疑義が生じた場合又は仕様書等によることが困難若しくは不都合な状況が生じた場合には、業務委託担当者と協議する。協議に当たって、受託者等は、事実確認ができる資料を業務委託担当者に提出する。
- (2) (1)の協議を行った結果、仕様書等の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定による。
- (3) (1)の協議事項について、受託者等は、打合せ議事録又は協議書を作成し、業務委託担当者に提出する。

1.1.16 不当介入に対する通報報告

受託に当たり、暴力団等から不当介入を受けた場合（協力事業者が暴力団等から不当介

入を受けた場合を含む。)は、東京都水道局契約関係暴力団等対策措置要綱(東京都水道局)に基づき、業務委託担当者への報告及び管轄警察署への通報並びに捜査上必要な協力をする。

1.1.17 調査等に対する協力

(1) 受託者等は、当局が自ら又は当局が指定する第三者が行う調査等に対して、業務委託担当者の指示により、これに協力するものとする。この場合、委託者等は、具体的な内容等を事前に受託者等に通知する。

(2) 当該委託が国等の実施する公共事業労務費調査その他の調査の対象となった場合、受託者等は、次に掲げる協力を行う。

また、履行期間終了後においても同様とする。

ア 調査票等に必要事項を正確に記入し、当局に提出する等の必要な協力を行う。

イ 調査票等を提出した事業所を当局が事後に訪問して行う調査及び指導の対象になった場合は、その実施に協力する。

ウ 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成するとともに、賃金台帳を調製、保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行う。

エ 業務の一部を第三者に委任又は委託する場合、協力事業者は、アからウまでと同様の義務を負う。

第2節 業務管理

1.2.1 業務の一般事項

- (1) 業務は、契約書、仕様書等、業務計画書及び業務委託担当者の指示に従って適切に行う。
- (2) 保守業務は、設備等の機能維持を図るために、当該機器の点検整備を行い、併せて劣化、摩耗等について技術的評価を行うことを目的とする。
受託者は、業務委託の目的を十分理解した上で、当該業務を施行する。
- (3) 受託者は、当局の施設、設備、業務内容等を把握し、業務を円滑に施行する。
- (4) 業務を行うに当たっては、その対象又は周辺に適切な養生を行い、汚損等の損害を与えた場合は、受託者の責任において復旧する。
- (5) 適宜、当該業務範囲を後片付け及び清掃する。
- (6) 設備の停止又は切替え等の操作が必要な場合は、当局が行う。ただし、業務委託担当者との協議し、承諾を得た場合は、業務委託担当者立会いの下で受託者が行うことができる。
- (7) (6)の作業を行う場合は、受託者等は、業務委託担当者と共に作業手順を確認し、事故のないよう確実に作業を行うものとし、操作したスイッチ類等には、「操作禁止札」等の表示を行う。
- (8) 受託者は、業務中に設備等の異常を発見したときは、速やかに業務委託担当者へ連絡するとともに、業務報告書にその内容を明記する。
- (9) 法令により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行う。

1.2.2 仕様書等の精査及び事前調査

- (1) 受託者等は、契約締結後速やかに仕様書等の精査、業務委託担当者との打合せ及び現況調査を行う。
- (2) 前項における精査、打合せ及び現況調査では、次の事項について確認する。
 - ア 仕様書等の内容
 - イ 業務の履行方法、安全管理その他業務に係る具体的な事項
 - ウ 作業時期、作業時間、作業環境等の制約条件
 - エ 関係法令等に基づく官公署その他の関係機関への必要な届出、許認可申請等
 - オ 衛生管理における作業従事者の健康診断
 - カ サイバーセキュリティ対策
 - キ 当局業務、関連工事、地域住民その他の関係者等への影響
 - ク 業務において使用するもの（手段を含む。）の特許権等の設定の有無
 - ケ その他業務委託担当者が指定した事項
- (3) (1)の結果、疑義が生じた場合は、「1.1.15 疑義に対する協議等」による。

1.2.3 業務計画書

受託者等は、業務の施行に先立ち、標準仕様書の「提出書類」に基づき業務計画書を作成し、指定の期日までに業務委託担当者に提出する。業務計画書を変更又は追加する場合

も同様とする。

1.2.4 打合せ

- (1) 受託者等と業務委託担当者は、業務を安全かつ円滑に施行するため、業務の方針、条件、方法その他業務に係る具体的な事項について、打合せを行う。
- (2) 受託者等は、前項の打合せについて打合せ議事録を作成し、指定する期日までに業務委託担当者に提出する。
- (3) (1)の結果、疑義が生じた場合は、「1.1.15 疑義に対する協議等」による。

1.2.5 作業手順書

- (1) 受託者等は、業務の施行に当たり、次のいずれかの作業を行う場合は、作業行程の管理を確実にを行うとともに、事故の防止を図るため、「1.2.2 仕様書等の精査及び事前調査」による精査及び調査、「1.2.4 打合せ」による打合せをあらかじめ十分に行った上で、作業手順書を作成する。ただし、業務委託担当者が認めたものについては、この限りではない。
 - ア 施設の運用調整、系統変更等を必要とするもの
 - イ 停電、断水、設備の停止等を必要とするもの
 - ウ 設備の制御方式の変更、手動操作等を必要とするもの
 - エ 実負荷による試験調整、試運転等を行うもの
 - オ その他業務委託担当者が指示するもの
- (2) 作業手順書は、次の事項について記載する。
 - ア 作業日時、作業場所、作業内容、作業条件等
 - イ 各作業行程の順番、段取り、予定時刻等
 - ウ 作業工程を進めるに当たって、進捗、取合い等を確認するための連絡を取るタイミング
 - エ 連絡が必要な相手の名称、連絡先、連絡手段
 - オ 電気設備を停電させる際の検電・放電・接地等の作業、機器の誤動作防止のための動力電源、制御電源等の開放、鎖錠、施錠等の作業及びその他の作業
 - カ その他必要なこと
- (3) 受託者等は、作成した作業手順書について、作業の実施に先立ち、業務委託担当者の確認を受ける。
- (4) 受託者等は、作業手順書を作成した作業を行う際には、作業手順書に基づき、事故のないよう確実に作業を行う。
- (5) 原則として、確認した作業手順書に記載された事項以外の作業を行ってはならない。

1.2.6 使用資機材、消耗品等

- (1) 受託者等が使用する資機材、消耗品等は、業務の施行に先立ち、業務委託担当者の確認を得る。
- (2) 受託者等は、当局が貸与又は支給した資機材、消耗品等がある場合は、善良な管理者の注意をもって管理及び使用し、破損、汚損等の損害を与えた場合は、受託者の責任と

負担で原形に復旧する。

また、適時、数量及び保管状況を確認し、盗難、紛失、損傷等のないよう、適切な管理を行う。

1.2.7 発生品の処分等

- (1) 業務の施行に伴う発生品は、再利用、再資源化及び再生資源の活用に努め、廃棄に当たっては、関係法令等に従い取り扱う。
- (2) 業務の施行に伴い発生する受託者が排出事業者となる消耗品等については、受託者の責任において、関係法令等に従い適切に処分する。
- (3) 当局が排出事業者となる部品等の交換による発生品、当局が支給する試薬の空容器等は、当局に引き渡す。引渡しに当たっては、業務委託担当者の指定する場所に整理し、集計表を合わせて提出する。

1.2.8 作業日時

- (1) 休日等（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から同月31日までの期間、1月2日、同月3日、日曜日及び土曜日をいう。以下同じ。）は、原則として作業を行わない。
- (2) 作業時間は、午前8時30分から午後5時15分までとし、それ以外の時間は、原則として作業を行わない。
- (3) (1)及び(2)にかかわらず、特記に作業日時が定められている場合、業務委託担当者の承諾又は指示があった場合、緊急の対応が必要な場合は、この限りでない。

1.2.9 故障等の対応

- (1) 点検作業後に、業務の対象である機器等について、故障等の不具合が発生した場合は、受託者等は、業務委託担当者に速やかに連絡するとともに、原因の調査を実施し、その結果を業務委託担当者に報告する。
- (2) (1)の調査の結果、受託者又は協力事業者の責めに帰すべき事由により生じたものと判明した場合、受託者又は協力事業者の負担において、業務委託担当者の指示により、復旧を図る。

1.2.10 緊急時の措置

- (1) 災害、事故等が発生した場合、受託者等は、人身の安全確保を最優先し、応急処置を施すとともに、被害の拡大、二次災害の発生防止に努め、近隣住民等への広報や避難誘導、作業員の避難等の措置を講じる。
- (2) (1)の措置に合わせ、受託者等は、業務委託担当者及び業務計画書の緊急連絡体制に基づいた関係機関への報告、通報等を行う。
- (3) (1)の措置後速やかに、受託者等は、発生原因、被害状況、措置の経緯及び内容等を記した報告書を業務委託担当者に提出する。また、その後の経過についても随時、報告する。

1.2.11 別契約の関連委託、関連工事等との調整

受託者等は、当該施設に関する別契約の受託者、工事受注者等と相互に調整することにより、事故等を防止し、安全の確保を図るとともに、当局の業務が円滑に遂行するように協力する。

特に、災害、事故等の緊急時には、別契約の受託者、工事受注者等と連携し、適切な措置を速やかにとる。

1.2.12 一時中止、契約解除時の措置

契約書の規定により作業を一時中止し、又は契約を解除する場合には、受託者等は、業務の中断により、履行場所の安全、設備機器の保全等への支障がないように、必要な対策を行う。

1.2.13 セキュリティ管理

- (1) 業務に従事する者の人数、氏名等を毎日正確に把握し、不審者等が紛れ込むことのないようにする。
- (2) 施設の入退所について、あらかじめ業務委託担当者と協議し、その指示に従う。
また、各日の作業が終了したときは、全ての作業員を速やかに退出させる。
- (3) 業務委託担当者が請求したときは、作業員の数及び氏名を記載した資料を提出する。
- (4) 業務の施行に関係のない場所には、原則として立ち入ってはならない。受託者等は、このことについて業務従事者への指導を徹底する。
なお、立ち入る必要が生じた場合、業務委託担当者の承諾を得る。
- (5) 施設内において、不審者、不審物等を発見した場合、業務委託担当者に直ちに連絡する。

1.2.14 業務報告書

- (1) 作業中に機器の異常箇所を発見したときは、業務委託担当者に速やかに報告するとともに、その具体的な箇所、状況等が分かる資料を提出する。
- (2) 受託者等は、保守点検終了後、標準仕様書の「提出書類」に基づき業務報告書を作成し、指定の期日までに業務委託担当者に提出する。

1.2.15 後片付け

- (1) 業務の完了に際し、受託者等は、使用した資機材、仮設物、発生品等を片付け、現場及び業務に関わる部分を清掃し、整然とした状態にする。
- (2) 業務の完了に際し、当局が支給した消耗品等で使用しなかったもの及び当局が貸与した資機材等は、当局に返納する。引渡しに当たっては、業務委託担当者の指定する場所に整理し、集計表を合わせて提出する。

第3節 安全衛生、環境対策

1.3.1 安全管理

- (1) 受託者等は、業務の施行に必要な安全管理の全てについて、責任を持って実施する。
- (2) 安全管理の具体的な実施内容については、業務計画書に記載する。
- (3) 業務の施行に当たって、安全管理上の問題を発見した場合は、業務委託担当者に直ちに報告する。
- (4) 受託者等は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他安全管理に関する法令に従い、常に安全管理に必要な措置を講じ、業務従事者へ必要な安全教育を実施するなど、労働災害発生の防止に努める。
- (5) 受託者等は、業務中の事故等に備え、緊急時における連絡先、人員招集、資機材調達等必要な体制を整備する。
- (6) 受託者等は、業務中の安全対策を統括する責任者として「安全責任者」を定める。
安全責任者は、業務従事者に対して、事故防止を図るための安全教育を行うとともに、安全対策を明確にし、業務中の注意事項及び緊急時対策を熟知させておく。
- (7) 受託者等は、公道上で業務に当たる場合、官公署の指示、条件等を遵守し、交通保安対策を講じる。
- (8) 受託者等は、作業場所の照度が不足する場合は、仮設の照明設備を配置し、必要な照度を確保する。
- (9) 受託者等は、必要に応じて防護柵、標識等により作業箇所を区分し、業務従事者以外の立入りを防止する。
なお、防護柵の設置等に際しては、施設の運転、保全等を担う当局職員の動線（通路）、作業スペース等を確保するなど、当局業務に支障を及ぼさないように配慮する。
- (10) 受託者等は、常に、作業箇所、資機材等の保管場所等の整理整頓に努め、業務従事者の保護具、服装等の装着の確認を行う。
- (11) 受託者等は、可燃性ガス、油脂類その他の危険物を使用する場合は、関係法令等に従い、適正に保管し、取り扱う。
- (12) 受託者等は、薬品を使用し、又は薬品を取り扱う設備に係る作業を行う場合は、あらかじめ安全データシート等により薬品の性状を確認し、保護具の使用等、必要な安全対策を講じる。
- (13) 受託者等は、クレーン等を設置又は使用する場合は、関係法令等に従い、機器の操作や玉掛けに必要な資格を有する者に従事させ、必要に応じて保安要員、誘導員等を配置するなど、必要な安全対策を講じる。

1.3.2 機器の停止等に伴う安全措置

- (1) 業務の施行に当たり、停止した機器等が作業中に稼働することのないように、機器の停止、復旧の操作等に当たり、受託者等は次の措置を行う。
 - ア 主電源、制御電源等のスイッチ類、バルブ・コック類等の操作を受託者等が行う場合は、業務委託担当者の立会いを受ける。
 - イ アのスイッチ類、バルブ・コック類等の操作を当局職員が行う場合は、受託者等は、安全確認のため、当該操作に立ち会う。

ウ 操作したスイッチ類、バルブ・コック類等は、施錠、鎖錠、操作禁止の表示等を行う。

エ 操作禁止の表示には、委託件名、受託者名、操作禁止期間、業務責任者名、業務責任者連絡先、業務委託担当者所属名称を記載する。

なお、表示の大きさは、維持管理等に支障のないものとする。

(2) 復旧の際は、操作したスイッチ類、バルブ・コック類等を原状に戻したことを確認する。ただし、業務委託担当者が特に指示したものについては、この限りではない。

1.3.3 高所作業、墜落、転落等

(1) 足場通路、作業床端部、開口部等の墜落・転落等の危険がある箇所には、十分な強度の手すり、囲い、覆い等を設置する。

(2) 高さ2 m以上の高所での作業に当たっては、足場等による作業床を設ける。

枠組み足場を設置する場合は、原則として、手すり先行工法等に関するガイドライン（平成21年4月24日厚生労働省通知基発第0424001号）によるものとし、二段手すり及び幅木の機能を有するものとする。

(3) 受託者等は、墜落・転落等の危険がある作業を行う業務従事者に対し、保護帽、墜落制止用器具等の保護具の使用を徹底する。

(4) 受託者等は、工具等を落下させるおそれのある作業を行う場合は、工具等の結束、安全ネット等の設置、作業場所直下の立入禁止、監視員の配置等の安全措置を講じる。

1.3.4 酸素欠乏危険作業

(1) 酸素欠乏危険場所での業務に当たっては、受託者等は、酸素欠乏症等防止規則（昭和47年労働省令第42号）の規定に従い、事故の防止に次の対策を講じる。

ア 同規則第11条に基づき、作業主任者を選任し、選任された作業主任者は、作業環境の測定、作業方法の決定、業務従事者への指導等を行う。

イ 作業環境測定に使用する測定器具、換気に使用する設備、保護具、墜落制止用器具等を作業場所に具備する。

ウ 業務従事者への酸素欠乏等に関する特別の教育を実施する。

(2) 受託者等は、業務委託担当者が求めたときは、速やかに作業環境測定の記録を提示し、又は提出する。

1.3.5 悪天候等への対応

(1) 受託者等は、業務の施行に当たって、気象情報を収集し、悪天候による災害の防止に努める。

また、必要により業務委託担当者と協議し、作業日程の変更を行う。

(2) 台風の接近、集中豪雨の発生等のおそれがある場合には、受託者等は、仮置きする資機材の据置状況等をあらかじめ点検し、必要な措置を講ずる。点検及び措置の状況は、業務委託担当者に速やかに報告する。

(3) 河川の増水等により、作業場所が浸水するおそれがある場合には、受託者等は、業務委託担当者との連絡を密に取り、作業の中断等の必要な安全措置を講じる。

- (4) 震度4以上の地震が発生した場合は、直ちに作業を中断させ、業務従事者の安全及び作業場所の状況を確認する。確認結果を業務委託担当者に速やかに報告し、その後の対応について協議する。

1.3.6 電力設備の作業

- (1) 電気工作物に関わる作業を行う場合は、電気事業法（昭和39年法律第170号）及び同法の関連規定並びに東京都水道局自家用電気工作物保安規程（平成7年東京都水道局管理規程第1号）の定めるところによる。
- (2) 感電事故防止のため、原則として活線作業及び活線近接作業は行わない。作業の周辺回路を停電させ、絶縁用防具の装着又は絶縁用保護具の着用をした上で、検電、放電、接地等を確実に行う。また、充電回路は、施錠、鎖錠、保護柵の設置等を行う。

1.3.7 衛生管理

- (1) 水道施設での業務施行に当たっては、水道法（昭和32年法律第177号）その他の衛生管理に関する法令を遵守する。
- (2) 浄水又は浄水処理過程の水を取り扱う場合は、業務従事者の衣服、手袋、靴、帽子等は清浄なものとする。
- また、浄水又は浄水処理過程の水に接する機具等は、あらかじめ次亜塩素酸ナトリウム水溶液等により消毒し、十分に浄水ですすいだ後に使用する。
- (3) 浄水又は浄水処理過程の水に異物を混入させてはならない。また、浄水又は浄水処理過程の水に異常を見つけた場合には、業務委託担当者に直ちに報告する。
- (4) 業務の施行に当たって、衛生管理上の障害を発見した場合、業務委託担当者に直ちに報告する。

1.3.8 細菌検査

- (1) 水道法第21条、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第16条及び「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成15年10月10日付厚生労働省健康局水道課長通知）の規定に基づき、受託者は、作業従事者の健康診断（細菌検査）について、次のとおり、受検させる。

ア 検査対象者

稼働中の水道施設で6か月以上継続して現場作業に従事する者、直接水に触れる作業をする者及び当局が特に指定する者

イ 検査する病原体

赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌、サルモネラ及び腸管出血性大腸菌感染症(0-157を含む。)の病原体の保有の有無について検査する。

ウ 検査対象者の記載

アの検査対象者に該当する者については、「1.2.2 仕様書等の精査及び事前調査」での打合せで確認の上、「1.2.3 業務計画書」の主要業務従事者一覧表に検査対象者であることが分かるように記載する。

検査対象者を追加、変更する場合も同様とする。

エ 検査の実施時期

現場作業を開始する直前に第1回目を行い、その後はおおむね1年ごとに行う。

なお、契約締結後、直ちに現場作業が開始される業務委託で、現場作業開始前に検査が実施できない場合は、業務委託担当者に報告し、その指示に従う。

オ 検査結果の提出

検査結果は、速やかに業務委託担当者に提出する。

なお、病原体の保有が認められた者（陽性者）がいた場合には、受託者等は、直ちに業務委託担当者に口頭その他の手段で報告し、当該陽性者には作業の中止、中断等を指示する。

- (2) 水道法施行規則第16条第4項で規定する同条第1項の健康診断とみなす健康診断（以下「受託者実施健康診断」という。）を実施する場合は、受託者実施健康診断の受診者については、その診断結果をもって(1)の健康診断の結果と見なすことができる。この場合、(1)の検査の前に、受託者実施健康診断の結果を業務委託担当者に提出することで、(1)の検査の実施を要しないものとする。

なお、受託者実施健康診断で(1)病原体のすべてを検査しない場合は、足りない項目については(1)の検査を実施する。

1.3.9 臨時の細菌検査

- (1) 次のいずれかの場合で、業務委託担当者が指示したときは、受託者等は、「1.3.8 細菌検査」(1)に準じ、随時、当該感染症に関する病原体の保有の有無を確認する。

ア コレラ、急性灰白髄炎（ポリオ）、A型肝炎、E型肝炎、アメーバ赤痢、クリプトスポリジウム症、泉熱、感染性胃腸炎（ノロウイルスを含む。）等の感染症（病原体がし尿に排出されるものに限る。）が流行した場合又はこれらの病原体を保有する疑いのある者が業務従事者に含まれる場合

イ 「1.3.8 細菌検査」(1)イに掲げる感染症が流行し、又は病原体の保有の疑いがある者が業務従事者に含まれる場合

- (2) 検査の対象者、検査の時期、回数、費用の負担等については、協議による。

1.3.10 感染症への対応

- (1) 次の感染症に感染している者を稼働中の水道施設で作業させてはならない。

ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）及び同法に関わる政令で規定される感染症（5類感染症を除く。）

イ 同法で5類感染症に指定に指定される感染症のうち、病原体がし尿に排出されるもの

- (2) (1)の感染症の感染が疑われる者について、業務委託担当者と協議し、必要により稼働中の水道施設での作業の範囲を制限する。

1.3.11 環境対策

- (1) 環境基本法（平成5年法律第91号）、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、水質汚濁防止法（昭

和45年法律第138号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)、ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)その他関係法令等を遵守し、業務の施行に伴って生じる環境への負荷を低減するように必要な措置を講ずるとともに、東京都が行う環境に関する施策に協力する。

- (2) 受託者等は、自動車等を運転する者に対して、荷待ち等で駐車又は停車をするときは、エンジンの停止(アイドリング・ストップ)を行うよう適切な指導を行う。
- (3) ディーゼルエンジン仕様の自動車、建設機械等を使用する場合は、JIS規格に合った軽油を使用する。

1.3.12 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- (1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示を求められた場合には、速やかに提示すること。

第4節 制御系システム保守業務におけるサイバーセキュリティ

1.4.1 制御系システムに関する用語の定義

(1) 「制御系システム保守業務」とは、次の情報システム(制御系システム)に係る保守業務をいう。

- ア 水運用システム
- イ 浄水場、給水所等の監視制御システム(計装設備等を含む。)
- ウ その他契約書、仕様書等で定めるシステム

(2) 「制御系システムのセキュリティ情報を含んだ資料及び端末機器等」とは、次の項目のうち、当該システム固有のセキュリティ情報等を含んだもの又は改ざん、不適正使用によりシステムのセキュリティに重大な影響を与えるおそれがあるものをいう。

- ア ソフトウェア(プログラム、プログラム開発ツール等)
- イ 制御系システムを構成する端末機器等
- ウ 保守業務を履行する過程で作成した資料又は既存の資料等

1.4.2 制御系システム保守業務の推進体制

(1) 受託者は、制御系システム保守業務の契約締結後直ちに契約を履行できる体制を整えるとともに、当該制御系システム保守業務に関する責任者、施行体制、連絡体制及び作業場所についての記載並びに本節で定める事項を遵守し制御系システム保守業務を推進する旨の誓約を書面にし、当局に提出しなければならない。

(2) (1)の事項に変更が生じた場合、受託者は、速やかに変更内容を当局に提出しなければならない。

1.4.3 保守業務従事者への遵守事項の周知

(1) 受託者は、制御系システム保守業務の契約の履行に関する遵守事項について、制御系システム保守業務従事者全員に対し十分に説明し、周知徹底を図る。

(2) 受託者は、(1)の実施状況を書面にし、当局に提出しなければならない。

1.4.4 秘密の保持

当該契約又は当局と別途締結した関連する契約の履行に関して知り得た秘密及び制御系システムのセキュリティ情報を含んだ資料等の情報を漏えいしてはならない。

また、当該契約の完了後も同様とする。

1.4.5 複写及び複製の禁止

当該契約に基づく制御系システム保守業務を行うため、制御系システムのセキュリティ情報を含んだ資料等、当局がその都度指定する貸与品等(以下「当局からの貸与品等」という。)を、当局の承諾なくして複写又は複製をしてはならない。

1.4.6 制御系システムのセキュリティ管理

制御系システム保守業務におけるセキュリティ管理に万全を期するため、次の事項を遵

守しなければならない。

なお、特にセキュリティ管理に注意を要する区域(以下「セキュリティ管理区域」という。)については契約後、当局が受託者に別途提示する。

(1) 全般事項

ア 制御系システム保守業務の履行過程

(ア) 受託者は、次の事項について安全管理上必要な措置を講じる。

- a 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等の脅威に対する安全対策
- b 制御系システム保守業務を履行する施設等の入退室管理
- c 制御系システム用端末及び作業用端末の使用管理
- d 制御系システムのセキュリティ情報を含んだ資料等の使用及び保管管理
- e 当局からの貸与品等の使用及び保管管理
- f その他仕様書等で指定したもの

(イ) 当局から(ア)の内容を確認するため、制御系システム保守業務の安全管理体制に係る資料の提出を求められた場合、受託者は、直ちに資料を提出する。

イ 制御系システム保守業務の完了時

(ア) 制御系システム保守業務の完了後の運用に必要な作業用ソフトウェア類及びハードウェア並びに通信回線類を撤去する。

(イ) 当局からの貸与品等を、制御系システム保守業務の完了後速やかに当局に返還する。

(ウ) 制御系システムのセキュリティ情報を含んだ全ての資料及び端末機器等の一切の媒体等(紙、電磁的記録媒体等情報を記録した一切の有形物をいう。以下「記録媒体」という。)のうち、以後の保安全管理上必要のないものに関しては、情報の判読が不可能となるよう裁断、焼却、溶解その他の方法により廃棄する。ただし、当該保守業務に係る記録媒体上の情報を全て消去することが可能な場合は、消去の方法によることができる。

(エ) 受託者は、(ウ)の廃棄及び消去の結果について、記録媒体ごとに、廃棄又は消去を行った情報項目、数量、方法及び日付を明示した書面で当局に報告する。
また、再委託を行った場合は、再委託先における廃棄及び消去の結果についても書面で報告する。

(オ) 受託者は、本節で定める事項を遵守した旨を書面で当局に報告する。

また、再委託を行った場合は、受託者が再委託先においても遵守させた旨を同様に書面で報告する。

ウ 制御系システム保守業務の契約解除時

当該制御系システム保守業務の契約が解除されたときは、イの規定を準用する。この場合、「制御系システム保守業務の完了後」とあるのは「制御系システム保守業務の契約解除後」と読み替えるものとする。

エ 事故等発生時

受託者は、次の事故等が発生したときには、その発生場所、発生状況、対応等を遅滞なく当局に報告し、当局の指示に従うこと。

また、事故内容を書面にて速やかに当局に提出し、一週間以内を目安に詳細報告

を行う。

(ア) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等の脅威を受けたとき。

(イ) システムのぜい弱性に係る情報を入手したとき。

(ウ) 制御系システムのセキュリティ情報を含んだ資料等又は当局からの貸与品等の紛失、滅失、毀損等の事故が生じたとき。

(2) 制御系システムのセキュリティ情報を含んだ資料等及び個人情報、機密情報の取扱いに係る事項

制御系システムのセキュリティ情報を含んだ資料等のシステム固有のセキュリティ情報は、全て当局が保有する情報資産であり、制御系システム保守業務で扱う個人情報は、全て当局が保有する個人情報である。

また、当局が機密を要する旨を指定して提示した情報は、全て当局の機密情報である。情報資産、個人情報及び機密情報(以下「情報資産等」という。)の取扱いについて、次の事項を遵守しなければならない。

ただし、当局から提示された情報のうち、当局から受託者に提示した後に受託者の責めによらないで公知となった情報は、機密情報に含まれないものとする。

ア 受託者は、情報資産等に係る記録媒体を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理する。

イ 受託者は、アの管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け、情報資産等の管理状況を記録する。

ウ 受託者は、当局から要求があった場合又は制御系システム保守業務の完了時には、イの管理記録を当局に提出し、報告する。

エ 情報資産等の持ち出しには、盗難、紛失、漏えい等の事故を防ぐ十分な対策を講じる。

また、当局が指示又は承諾する場合を除き、情報資産等を制御系システム保守業務の履行場所以外に持ち出してはならない。

オ 受託者は、情報資産等について、(1)イ(ウ)に定める廃棄又は消去を行うときは、あらかじめ記録媒体ごとに、廃棄又は消去する情報項目、数量、方法及び予定日を書面により当局に申し出るとともに、当局の承諾を得て行う。

カ 受託者は、(1)エ(ウ)の事故が情報資産等の漏えい、滅失、毀損等に該当する場合は、漏えい、滅失又は毀損した情報資産等の項目、内容及び数量、事故の発生場所、発生状況及び対応状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく当局に報告し、当局の指示に従う。

キ (1)エの事故等が発生した場合、受託者は、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から当局に可能な限り情報を提供する。

ク 受託者は、制御系システム保守業務の従事者に対し、本節で定める事項の理解及び遵守を周知徹底するとともに、情報資産等の取扱いについて必要な教育及び研修を実施し、その教育及び研修の実施状況を書面にて当局に提出する。

ケ その他、「個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 57 号)に従って、制御系システム保守業務の履行に係る個人情報を適切に扱う。

1.4.7 当局の施設内での制御系システム保守業務

当局の施設内で制御系システム保守業務を行う場合は、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 就業規則は、受託者又は協力事業者の定めるものを適用する。
- (2) 受託者は、セキュリティ管理区域で作業する保守業務従事者について、顔写真入りの作業員名簿を提出する。
- (3) 受託者又は協力事業者の発行する身分証明書を携帯し、当局の指示があった場合は、これを提示する。
- (4) 受託者又は協力事業者の社名入りネームプレートを着用する。

なお、セキュリティ管理区域で作業する場合は、社名入りの顔写真付きネームプレートを着用する。

- (5) その他当局の指示する事項

1.4.8 制御系システム保守業務における再委託の取扱い

- (1) 受託者は、制御系システム保守業務の契約の履行に当たり、制御系システム、情報資産等に関係する部分について再委託を行う場合には、あらかじめ当局の承諾を得なければならない。

ただし、受託者が現場管理を行い、再委託従事者が情報資産等に直接接しない簡易作業のみを行う場合は、この限りではない。

- (2) 受託者は、「1.4.2 制御系システム保守業務の推進体制」及び「1.4.4 秘密の保持」から「1.4.8 制御系システム保守業務における再委託の取扱い」までに定める情報の保管、管理等に関する事項を再委託先において遵守させるものとし、再委託先がこれらの事項を遵守することについて一切の責任を負う。

1.4.9 実地調査及び指示等

- (1) 当局は、必要があると認める場合には、受託者の履行状況の調査(受託者の作業場所の実地調査を含む。)を行い、又は受託者の選任する業務責任者を通じて受託者に対する制御系システム保守業務の履行に係る指示を行うことができる。
- (2) 受託者は、(1)の規定に基づき、当局から履行状況の調査の実施要求又は制御系システム保守業務の履行に係る指示があった場合には、これらの要求又は指示に従わなければならない。
- (3) 当局は、(1)に定める調査又は指示を、再委託先に対しても行うことがある。この場合において、受託者は、受託者の責任において、再委託先を当局の調査の要求又は指示に従わせるものとする。

1.4.10 情報の保管、管理等に対する義務違反

- (1) 受託者又は再委託先において、「1.4.4 秘密の保持」から「1.4.8 制御系システム保守業務における再委託の取扱い」までに規定する情報の保管、管理等に関する義務に違反し、又はこれを怠った場合には、当局は、業務委託契約書第16条第1項第6号により契約を解除することができるものとする。
- (2) (1)に規定する受託者又は再委託先の義務違反又は義務を怠ったことによって当局が

損害を被った場合には、当局は、受託者に損害賠償を請求することができる。この場合、当局が請求する損害賠償額は、業務委託契約書の規定にかかわらず、当局が実際に被った損害額とする。

- (3) 制御系システムのセキュリティ情報を含んだ資料等又は当局からの貸与品等の紛失、滅失、毀損等の事故が生じた場合には、当局は、必要に応じて受託者の名称を含む当該事故に係る必要な事項の公表を行うことができるものとする。

第5節 検査

1.5.1 検査の種類

検査員は、契約書、仕様書等、提出書類等により、次の検査を行う。

なお、当局が検査員に代えて確認者を指定する場合は、確認者による確認行為をもって検査に代えることができる。

(1) 完了検査

業務が完了したことを確認するために行う検査

(2) 既済部分検査

業務の完了前に契約金額の一部を支払う場合に、既済部分を確認するために行う検査

(3) 打切検査

契約の全部又は一部を解除しようとする場合に、既済部分を確認するために行う検査

(4) 中間検査

業務の完了前に、業務の履行状況等を確認するために行う検査

(5) その他の検査

(1)から(4)まで以外で、当局が必要と認めたときに行う検査

1.5.2 検査の方法

(1) 検査は、次の事項について確認する。

ア 出来高の確認

イ 対象機器の機能、動作状況等の確認

ウ 提出書類の確認

エ 関係法令等に基づく届出及び許認可等の事務手続の確認

オ その他必要と認めたこと

(2) 検査の方法は、次による。

ア 提出書類等について、契約書、仕様書等に基づき照合及び確認する。

イ 必要により、提出書類等が現場実態と相違ないことを目視等により確認する。

第2章 標準保守点検項目

第1節 共通事項

2.1.1 一般事項

- (1) 本章次節以降に掲げる表（以下「標準保守点検項目表」という。）は、各表の表題に示す設備機器の保守点検（当該設備が正常な状態を保つように各部・全体を綿密に点検することをいう。以下同じ。）を実施する際の標準的な業務を示す。
- (2) 標準保守点検項目表の「機器名」とは、当該機器の標準的な機器名称である。
- (3) 標準保守点検項目表の「保守点検内容」とは、当該機器の標準的な点検内容である。
- (4) 標準保守点検項目表の「回数」とは、当該契約において実施する当該機器の点検回数である。
- (5) 標準保守点検項目表の「備考」の欄に示す事項は、各機器の注意事項である。
- (6) (3)から(5)までについて、特記で別に定める場合は、特記による。
- (7) 点検により確認された計測誤差の校正、ねじの増し締めその他の軽微な調整、修正、補正等の作業は、当該保守点検業務のなかで実施する。

2.1.2 制御系システムの作業準備

制御系システムの保守業務点検を行う前には、養生としてシステムのバックアップをとる。

第2節 電気設備

2.2.1 特別高圧・高圧電気設備 (1/3)

機器名	保守点検内容	回数	備考
変圧器	<ul style="list-style-type: none"> 外観点検清掃 温度計、油面計点検 接続部点検 接地線点検 絶縁抵抗等測定 附属設備の保護装置の動作試験 	1回	
絶縁油試験 (1)	<ul style="list-style-type: none"> 破壊電圧測定 全酸価測定 	1回	
絶縁油試験 (2)	<ul style="list-style-type: none"> 破壊電圧測定 全酸価測定 油中溶解ガス分析 水分含有量測定 抵抗率測定 	1回	特記仕様書で指定された場合に実施する。
遮断器	<ul style="list-style-type: none"> 外観点検清掃 各機構部点検 接続部点検 接地線点検 絶縁抵抗等測定 動作試験 真空度測定 (真空) 	1回	「(真空)」の項目は、真空遮断器の場合に行う。
断路器	<ul style="list-style-type: none"> 外観点検清掃 各機構部点検 接続部点検 接触部点検 絶縁抵抗等測定 動作試験 	1回	
計器用変圧器・変流器	<ul style="list-style-type: none"> 外観点検清掃 接地線点検 絶縁抵抗等測定 	1回	
避雷器 サージアブソーバ	<ul style="list-style-type: none"> 外観点検清掃 接続部点検 接地線点検 絶縁抵抗等測定 	1回	
圧縮空気装置	<ul style="list-style-type: none"> 外観点検清掃 給排気弁、逆止弁清掃 圧力計、安全弁、継電器点検 絶縁抵抗等測定 	1回	

2.2.1 特別高圧・高圧電気設備 (2/3)

機 器 名	保 守 点 検 内 容	回 数	備 考
特別高圧設備及び高圧設備内母線	<ul style="list-style-type: none"> 母線点検 接続部点検 がいし類、支持物点検 絶縁抵抗等測定 	1 回	
ガス絶縁開閉装置 (現場盤含む。)	<ul style="list-style-type: none"> 外観及び盤内点検清掃 ガス系統各弁の状態確認 表示器等の確認 制御箱内点検 	1 回	
キュービクル形ガス絶縁開閉装置 (C-GIS)	<ul style="list-style-type: none"> 外観及び盤内点検清掃 ガス系統各弁の状態確認 表示器等の確認 盤内点検 	1 回	盤内点検は閉鎖配電盤(きょう体)の点検に準じて行う。
閉鎖配電盤 (きょう体)	<ul style="list-style-type: none"> 外観及び盤内点検清掃 接地線点検 母線等点検 絶縁抵抗等測定 	1 回	
開 閉 器	<ul style="list-style-type: none"> 外観点検清掃 各機構部点検 接触部点検 絶縁抵抗等測定 極間耐電圧測定 (真空) 	1 回	「(真空)」の項目は、真空開閉器の場合に行う。
交流負荷開閉器	<ul style="list-style-type: none"> 外観点検清掃 各機構部点検 表示器等の確認 動作試験 絶縁抵抗等測定 接地抵抗測定 	1 回	SOG制御装置の点検も含む。
コンデンサ	<ul style="list-style-type: none"> 外観点検清掃 接続部点検 接地線点検 絶縁抵抗等測定 容量試験 ケース膨張測定 	1 回	
リアクトル	<ul style="list-style-type: none"> 外観点検清掃 接続部点検 接地線点検 絶縁抵抗等測定 	1 回	

2.2.1 特別高圧・高圧電気設備 (3/3)

機 器 名	保 守 点 検 内 容	回 数	備 考
制 御 盤	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外観及び盤内点検清掃 ・ 盤内配線点検 ・ 絶縁抵抗等測定 	1 回	
自動オシログラフ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収納箱点検清掃 ・ 記録部記録状態点検 ・ 機構部点検 ・ 振幅調整、校正 ・ 電気部点検 ・ 動作試験 	1 回	

2.2.2 低圧配電盤

機 器 名	保 守 点 検 内 容	回 数	備 考
低圧配電盤	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外観及び盤内点検清掃 ・ 接続部点検 ・ 接地線点検 ・ 絶縁抵抗等測定 	1 回	
電灯分電盤	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外観及び盤内点検清掃 ・ 接地線点検 ・ 絶縁抵抗等測定 	1 回	
壁掛盤			
スタンド盤			
分電盤 (直流、CVCF)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外観及び盤内点検清掃 ・ 接続部点検 ・ 電源電圧測定 ・ 絶縁抵抗等測定 	1 回	
制御盤	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外観及び盤内点検清掃 ・ 盤内配線点検 ・ 絶縁抵抗等測定 	1 回	
コントロールセンタ (ユニット固定形)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ユニット内点検清掃 ・ 絶縁抵抗等測定 	1 回	きょう体の点検内容は低圧配電盤の点検内容と共通
コントロールセンタ (ユニット引出形)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ユニット点検清掃 ・ 主回路及び制御回路の接続状態点検 ・ 絶縁抵抗等測定 	1 回	

2.2.3 特殊電源装置

機 器 名	保 守 点 検 内 容	回 数	備 考
整 流 器 盤	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外観及び盤内点検清掃 ・ シーケンス試験 ・ 出力電圧測定 ・ 負荷電圧補償装置動作試験 ・ 絶縁抵抗等測定 ・ 蓄電池組合せ試験 	1 回	装置単体の点検にも適用
蓄 電 池 盤	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外観及び盤内点検清掃 ・ 浮動充電時の総電圧測定 ・ 各電池電圧測定 ・ 比重測定 (MSEは除く。) ・ 均等充電実施 (MSEは除く。) ・ 内部抵抗測定 (AHHは除く。) 	1 回	蓄電池単体の点検にも適用
イ ン バ ー タ 盤	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外観及び盤内点検清掃 ・ 出力電圧及び周波数測定 ・ 絶縁抵抗等測定 	1 回	装置単体の点検にも適用
交 流 無 停 電 電 源 装 置 (UPS)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外観及び盤内点検清掃 ・ シーケンス試験 ・ 出力電圧測定 ・ 絶縁抵抗等測定 ・ 浮動充電時の総電圧測定 ・ 各電池電圧測定 ・ 比重測定 (MSEは除く。) ・ 均等充電実施 (MSEは除く。) ・ 内部抵抗測定 (AHHは除く。) ・ 出力電圧及び周波数測定 	1 回	

2.2.4 セルビウス装置 (1/2)

機 器 名	保 守 点 検 内 容	回 数	備 考
閉鎖配電盤 (各盤共通)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外観及び盤内点検清掃 ・ 接地線点検 ・ 冷却ファン、フィルタ点検清掃 	1 回	
インバータ変圧器	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外観点検清掃 ・ 温度計点検 ・ ガス吸収器点検清掃 (油入) ・ 絶縁抵抗等測定 	1 回	「(油入)」の項目は、油入の場合に行う。
高速度遮断器	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外観点検清掃 ・ 操作機構点検 ・ 接続部点検 ・ 接地線点検 ・ 絶縁抵抗等測定 ・ 動作試験 	1 回	
電磁接触器	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外観点検清掃 ・ 各機構部点検 ・ 接地線点検 ・ 絶縁抵抗等測定 ・ 動作試験 	1 回	
リアクトル (直流・相間)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外観点検清掃 ・ 接続部点検 ・ 接地線点検 ・ 絶縁抵抗等測定 	1 回	
インバータ装置 (SCRユニット)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外観点検清掃 ・ 接地線点検 ・ 波形測定 ・ 絶縁抵抗等測定 	1 回	
整流器装置 (SRユニット)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外観点検清掃 ・ 接地線点検 ・ 波形測定 ・ 絶縁抵抗等測定 	1 回	

2.2.4 セルビウス装置 (2/2)

各種試験		保守点検内容	回数	備考
保護連動試験		<ul style="list-style-type: none"> ・ 静止器温度スイッチ点検 ・ 整流素子故障検出装置点検 ・ 直流過電圧継電器点検 ・ 動作確認 ・ 故障表示回路点検 	1 回	
速度制御回路試験		<ul style="list-style-type: none"> ・ 実負荷運転時の切替え ・ 速度制御動作試験及び調整 	1 回	
特性試験	主回路素子等 特性測定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主幹制御回路、自動制御系点検 ・ 主回路素子、各増幅器特性測定 ・ 制御電源測定 ・ ゲートパルス点検調整 	1 回	特記仕様書で 指定された場 合に実施する。
	速度制御回路 等調整確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 速度応答設定値の確認調整 ・ 電流制限値の確認調整 ・ 過電流検出回路の動作確認 ・ 位相パルス波形観察及び調整 	1 回	

2.2.5 高圧VVVF制御盤

機 器 名	保 守 点 検 内 容	回 数	備 考
高圧VVVF制御盤	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外観及び盤内点検・清掃（各盤） ・ 各接続部、端子部確認及び増締め ・ 絶縁抵抗等測定 ・ 各電源電圧確認 ・ タイマー等動作設定値確認 ・ シーケンス連動試験 （展開接続図どおりであること。） ・ 電圧発生試験 ・ 運転確認 ・ 冷却ファン、フィルタ点検・清掃 ・ 天候、周辺温度・湿度測定 	1 回	変圧器盤、インバータ盤等含む。

2.2.6 低圧VVVF制御装置

機 器 名	保 守 点 検 内 容	回 数	備 考
低圧VVVF制御装置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外観及び盤内点検・清掃（各盤） ・ 各接続部、端子部確認及び増締め ・ 絶縁抵抗等測定 ・ 各電源電圧確認 ・ タイマー等動作設定値確認 ・ シーケンス連動試験 （展開接続図どおりであること。） ・ 電圧発生試験 ・ 運転確認 ・ 冷却ファン、フィルタ点検・清掃 ・ 天候、周辺温度・湿度測定 	1 回	

2.2.7 太陽光発電設備

機器名	保守点検内容	回数	備考
太陽電池モジュール	<ul style="list-style-type: none"> 各部点検清掃 接続部点検 絶縁抵抗等測定 開放電圧測定 架台の変形・傷・錆の確認 	1回	
パワーコンディショナー	<ul style="list-style-type: none"> 各部点検清掃 各部電圧等測定 接続部点検 接地線点検 絶縁抵抗等測定 系統解列機能の確認 換気ファン・フィルタ点検 	1回	

2.2.8 保護継電器・他

機器名	保守点検内容	回数	備考
比率作動、地絡過電圧、方向地絡の各保護継電器	<ul style="list-style-type: none"> 外観、内部点検 過熱変色の有無の確認 動作及び特性試験 	1回	
不足電圧、過電流、過電圧、地絡、限時の保護継電器	<ul style="list-style-type: none"> 外観、内部点検 過熱変色の有無の確認 動作及び特性試験 	1回	
母線保護継電器及び母線保護補助装置	<ul style="list-style-type: none"> 外観、内部点検 過熱変色の有無の確認 動作及び特性試験 	1回	
静止形保護継電器	<ul style="list-style-type: none"> 外観、内部点検 過熱変色の有無の確認 動作及び特性試験 	1回	
複合静止形保護継電器	<ul style="list-style-type: none"> 外観、内部点検 過熱変色の有無の確認 動作確認 特性試験（精密点検時のみ） 	1回	特性試験は、特記仕様書で指定された場合に実施する。
電力用トランスジェーサ	<ul style="list-style-type: none"> 各部外観点検 入出力特性試験 	1回	

2.2.9 測定及び回路試験

測定及び回路試験	保守点検内容	回数	備考
接地抵抗測定	<ul style="list-style-type: none"> 接地端子箱の接地線を外して、接地抵抗測定（A種、B種、C種、D種）を行う。 	1 回	
絶縁抵抗測定	<ul style="list-style-type: none"> 負荷側の導体の各相間及び大地間を絶縁抵抗計により測定を行う。 	1 回	
保護連動試験	<ul style="list-style-type: none"> センサ（保護リレー、温度計等）接点を作動させて、警報及び表示が仕様どおりに動作するかを確認する。 	1 回	
インターロック試験	<ul style="list-style-type: none"> インターロック条件で、機器が操作できないこと及び操作できることを確認する。 	1 回	

第3節 監視制御設備

2.3.1 監視制御装置(1/3)

機器名	保守点検内容	回数	備考
データ処理装置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機器各部、フィルタ等の点検清掃 ・ 接続部点検 ・ 電源電圧測定 ・ 入出力制御機能試験 ・ スイッチ、ランプ機能点検 ・ テストプログラムによる動作確認 ・ 冷却ファン動作確認 	1 回	
インターフェイス装置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機器各部、フィルタ等の点検清掃 ・ 接続部点検 ・ 電源電圧測定 ・ 伝送制御機能確認 ・ スイッチ、ランプ機能点検 ・ テストプログラムによる動作確認 ・ 冷却ファン動作確認 	1 回	
入出力装置 (I/O)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機器各部、フィルタ等の点検清掃 ・ 接続部点検 ・ 電源電圧測定 ・ 入出力機能試験 (下位 I/O の点検を含む。) ・ スイッチ、ランプ機能点検 ・ 冷却ファン動作確認 	1 回	1 面で構成されているものとする。
監視操作装置 (操作用)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機器各部の点検清掃 ・ 接続部点検 ・ 電源電圧測定 ・ 表示部点検 ・ 伝送制御機能確認 ・ スイッチ、ランプ機能点検 ・ テストプログラムによる動作確認 ・ 冷却ファン動作確認 	1 回	
監視操作装置 (状態表示用)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機器各部の点検清掃 ・ 接続部点検 ・ 電源電圧測定 ・ 表示部点検 ・ 伝送制御機能確認 ・ スイッチ、ランプ機能点検 ・ テストプログラムによる動作確認 ・ 冷却ファン動作確認 	1 回	

2.3.1 監視制御装置 (2/3)

機 器 名	保 守 点 検 内 容	回 数	備 考
ロギングタイプライタ ラインプリンタ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機器各部の点検清掃 ・ 接続部点検 ・ 電源電圧測定 ・ 印字動作確認 ・ スイッチ、ランプ機能点検 ・ 冷却ファン動作確認 	2 回	6 か月ごと
ハードコピー装置 (ページプリンタ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機器各部の点検清掃 ・ 接続部点検 ・ 電圧測定 ・ 印字動作確認 ・ スイッチ機能点検 ・ 冷却ファン動作確認 	1 回	
計算機用分電盤	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外観点検清掃 ・ 接続部点検 ・ 電源電圧等測定 ・ 絶縁抵抗等測定 	1 回	
大型スクリーン装置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機器各部の点検清掃 ・ コネクタの差込、接続部点検 ・ ランプ点灯時間の確認 ・ 電源電圧点検 ・ 冷却ファン動作確認 ・ 内部信号出力確認 (投写管式のみ行う。) ・ 画像画質点検 (輝度、色合わせ、フォーカス等) 	1 回	1面で構成されているものとする。
表示制御装置 (大型スクリーン)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外観清掃 ・ コネクタの差込、接続部点検 ・ 各種スイッチ機能確認 ・ 表示機能確認 ・ 電源電圧測定 ・ 冷却ファン動作確認 	1 回	配電盤に組み込むタイプとする。

2.3.1 監視制御装置 (3/3)

機 器 名		保 守 点 検 内 容	回 数	備 考
コ ン ト ロ ー ラ	自 立 盤 形	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機器各部、フィルタ等の点検清掃 ・ 接続部点検 ・ 電源電圧測定 ・ スイッチ、ランプ機能点検 ・ 入出力機能試験 (下位 I / O の点検を含む。) ・ 冷却ファン動作確認 	1 回	1 面で構成されているものとする。
	配電盤組込形	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機器各部の点検清掃 ・ 接続部点検 ・ 電源電圧測定 ・ スイッチ、ランプ機能点検 ・ 入出力機能試験 (下位 I / O の点検を含む。) ・ 冷却ファン動作確認 	1 回	配電盤に組み込むタイプとする。

2.3.2 テレメータ装置

機 器 名	保 守 点 検 内 容		回 数	備 考
テレメータ装置	自 局 点 検	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外観及び盤内点検清掃 ・ 電圧測定 ・ 伝送回路、信号伝送部点検 ・ スイッチ、ランプ機能点検 ・ 各警報機能点検 	1 回	
	通 話 試 験	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通話呼出機能点検、通話確認 	1 回	
	回線切替試験	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予備回線への回線切替確認 	1 回	
	入出力試験 (対向試験)	<ul style="list-style-type: none"> ・ アナログ入出力確認 ・ デジタル入出力確認 ・ パルスカウンタ動作及び出力確認 	1 回	
テレコントロール装置	自 局 点 検	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外観及び盤内点検清掃 ・ 電圧測定 ・ 伝送回路、信号伝送部点検 ・ スイッチ、ランプ機能点検、 ・ 各警報機能点検 	1 回	
	通 話 試 験	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通話呼出機能点検、通話確認 	1 回	
	回線切替試験	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予備回線への回線切替確認 	1 回	
	入出力試験 (対向試験)	<ul style="list-style-type: none"> ・ アナログ（計測、設定値等） 入出力確認 ・ デジタル（表示、制御、設定値 等）入出力確認 ・ パルスカウンタ動作及び出力確認 	1 回	
	総合機能試験	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各点検が終了後に機器を実操作し、 正常に動作する事を確認する。 	1 回	

2.3.3 I T V装置

機 器 名		保 守 点 検 内 容	回 数	備 考
カ メ ラ	一 般 用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外観点検清掃 ・ 電圧、信号レベル測定、動作確認 ・ 旋回、上下左右角度動作確認 ・ 動作確認 	1 回	
	静止画用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外観点検清掃 ・ 電圧、信号レベル測定 ・ モニタ画質点検 ・ 画像送信部点検 ・ 動作確認 	1 回	
	ブロック状態監視用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外観点検清掃（防水部分含む。） ・ 電圧、信号レベル測定、動作確認 ・ 監視側信号に基づく動作確認 ・ 昇降装置点検清掃 	1 回	
受 像 装 置	一 般 用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外観及び盤内点検清掃 ・ カメラ切替え、電源入切操作確認 ・ 画質、信号レベル点検測定 ・ 動作確認 	1 回	
	静止画用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外観及び盤内点検清掃 ・ カメラ切替え、電源入切操作確認 ・ 画質、信号レベル点検測定 ・ 画像受信部点検、操作確認 	1 回	
制 御 切 替 装 置		<ul style="list-style-type: none"> ・ 外観及び盤内点検清掃 ・ カメラ切替操作確認 ・ カメラ動作確認 	1 回	

第4節 計装設備

一般事項

・「ループ確認」とは、発信器（計器、伝送器等）端から標準信号発生器等により模擬信号を入力してループの接続状態等を確認するものである。

なお、模擬信号は、原則として0、25、50、75、100パーセントの5点とする。

2.4.1 一般工業計器（1/2）

機器名		保守点検内容	回数	備考
伝送器	差圧伝送器	<ul style="list-style-type: none"> 各部外観点検 出力特性試験 ゼロ点、動作確認 圧力導管の流水の確認 ループ確認 	1回	
	圧力伝送器			
	フランジ形圧力伝送器			
水位計 液位計	超音波式	<ul style="list-style-type: none"> 各部外観点検 (ワイヤ、フロート含む。) 出力特性試験 ゼロ点、動作確認 ループ確認 	1回	
	電波式			
	フロート式			
	静電容量式			
	投込圧力式			
演算器	加減算器	<ul style="list-style-type: none"> 各部外観点検 出力特性試験 	1回	
	乗除算器			
	積算演算器			
変換器類	変換器	<ul style="list-style-type: none"> 各部外観点検 出力特性試験 	1回	
	アイソレータ			
	電空信号変換器			
	ディストリビュータ			
設定器	指示調節計	<ul style="list-style-type: none"> 各部外観点検 ゼロ点、動作確認 可動部点検 制御、演算、自己診断機能確認 (複合演算調節計) 	1回	
	無指示調節計			
	手動設定器			
	手動操作器			
	比率設定器			
	複合演算調節計			
	警報設定器	<ul style="list-style-type: none"> 各部外観点検 表示器動作確認 警報動作、復帰確認 	1回	
自動平衡形指示計	<ul style="list-style-type: none"> 各部外観点検 可動部点検 測定値校正 	1回		

2.4.1 一般工業計器 (2/2)

機器名		保守点検内容	回数	備考
記録計	ペン式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各部外観点検 ・ 機構部点検 ・ 記録状態確認 	1 回	
	打点式			
	多機能形			
水素ガス濃度計		<ul style="list-style-type: none"> ・ 各部外観点検 ・ ゼロ、スパン校正 ・ ループ確認 	1 回	

2.4.2 流量計

機器名		保守点検内容	回数	備考
電磁流量計		<ul style="list-style-type: none"> ・ 各部外観点検 ・ 変換器特性試験 ・ 測定値校正 ・ 各部電圧測定 ・ 絶縁抵抗等測定 ・ 動作確認 ・ ループ確認 	1 回	
超音波流量計		<ul style="list-style-type: none"> ・ 各部外観点検 ・ 変換器特性試験 ・ 測定値校正 ・ 各部電圧測定 ・ 絶縁抵抗等測定 ・ 動作確認 ・ ループ確認 	1 回	

2.4.3 水質計器 (1/8)

一般事項

- ・「消耗部品等取替」は、当局が支給した取替部品を使用して行う。
- ・「標準液校正」は、標準液等を使用して測定値を校正する。
- ・「測定値校正」は、手分析と比較して測定値を校正する。

2.4.3 水質計器 (2/8)

機 器 名	保 守 点 検 内 容		回 数	備 考
濁 度 計	定期点検	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各部位点検清掃及び動作確認 ・ ゼロ、スパン校正 ・ 洗浄装置分解点検 ・ 分析部点検 ・ 運転状態確認 ・ 消耗部品等取替 ・ ループ確認 	1 回	
	校正作業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各部位点検清掃及び動作確認 ・ ゼロ、スパン校正 ・ 洗浄装置点検 	11 回	1 か月ごと
投込形濁度計	定期点検	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各部位点検清掃及び動作確認 ・ ゼロ、スパン校正 ・ 洗浄装置分解点検 ・ 分析部点検 ・ 運転状態確認 ・ 消耗部品等取替 ・ ループ確認 	1 回	
	校正作業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各部位点検清掃及び動作確認 ・ 洗浄装置点検 	11 回	1 か月ごと
低濁度用濁度計	定期点検	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各部位点検清掃及び動作確認 ・ ゼロ、スパン校正 ・ 洗浄装置分解点検 ・ 分析部点検 ・ 運転状態確認 ・ 消耗部品等取替 ・ ループ確認 	1 回	
	校正作業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各部位点検清掃及び動作確認 ・ ゼロ、スパン校正 ・ 洗浄装置点検 	11 回	1 か月ごと
低濁度用濁度計 (レーザー形)	簡易点検	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各部位点検清掃及び動作確認 ・ 運転状態確認 	11 回	1 か月ごと

2.4.3 水質計器 (3/8)

機 器 名	保 守 点 検 内 容		回 数	備 考
色 度 計	定期点検	<ul style="list-style-type: none"> 各部位点検清掃及び動作確認 ゼロ、スパン校正 運転状態確認 消耗部品等取替 ループ確認 	1 回	
	校正作業	<ul style="list-style-type: none"> 各部位点検清掃及び動作確認 ゼロ校正 	11 回	1 か月ごと
潜漬形 pH 計	定期点検	<ul style="list-style-type: none"> 各部位点検清掃及び動作確認 標準液校正 洗浄装置分解点検 分析部点検 運転状態確認 消耗部品等取替 ループ確認 	1 回	
	校正作業	<ul style="list-style-type: none"> 各部位点検清掃及び動作確認 標準液校正 洗浄装置点検 	11 回	1 か月ごと
p H 計	定期点検	<ul style="list-style-type: none"> 各部位点検清掃及び動作確認 標準液校正 洗浄装置分解点検 分析部点検 運転状態確認 消耗部品等取替 ループ確認 	1 回	
	校正作業	<ul style="list-style-type: none"> 各部位点検清掃及び動作確認 標準液校正 洗浄装置点検 	11 回	1 か月ごと
有試薬残留塩素計	定期点検	<ul style="list-style-type: none"> 各部位点検清掃及び動作確認 ゼロ、測定値校正 分析部点検 運転状態確認 ポンプ分解点検 消耗部品等取替 ループ確認 	1 回	
	校正作業	<ul style="list-style-type: none"> 各部位点検清掃及び動作確認 ゼロ、測定値校正 分析部点検 	11 回	1 か月ごと

2.4.3 水質計器 (4/8)

機 器 名	保 守 点 検 内 容		回 数	備 考
無試薬残留塩素計	定期点検	<ul style="list-style-type: none"> 各部位点検清掃及び動作確認 ゼロ、測定値校正 分析部位点検 運転状態確認 消耗部品等取替 ループ確認 	1 回	
	校正作業	<ul style="list-style-type: none"> 各部位点検清掃及び動作確認 ゼロ、測定値校正 分析部位点検 	11 回	1 か月ごと
アルカリ度計	定期点検	<ul style="list-style-type: none"> 各部位点検清掃及び動作確認 ゼロ、測定値校正 分析部位点検 運転状態確認 消耗部品等取替 ループ確認 	1 回	
	校正作業	<ul style="list-style-type: none"> 各部位点検清掃及び動作確認 ゼロ、測定値校正 分析部位点検 	11 回	1 か月ごと
砂ろ過装置 (水質計器用)	定期点検	<ul style="list-style-type: none"> ろ過装置分解清掃 ろ過砂洗浄及び補充 運転状態確認 	1 回	
	洗浄作業	<ul style="list-style-type: none"> ろ過砂洗浄 	11 回	1 か月ごと
TOC計 (全有機体炭素計)	定期点検	<ul style="list-style-type: none"> 測定値校正及び性能確認 各部位点検清掃及び動作確認 分析部位点検 消耗部品等取替 ループ確認 	1 回	
	校正作業	<ul style="list-style-type: none"> 測定値校正及び性能確認 各部位点検清掃及び動作確認 分析部位点検 	11 回	1 か月ごと

2.4.3 水質計器 (5/8)

機 器 名	保 守 点 検 内 容		回 数	備 考
塩素要求量計	定期点検	<ul style="list-style-type: none"> 各部点検清掃及び動作確認 ゼロ、標準液校正 分析部点検 運転状態確認 消耗部品等取替 ループ確認 	1 回	
	校正作業	<ul style="list-style-type: none"> 各部点検清掃及び動作確認 ゼロ、標準液校正 分析部点検 	11 回	1 か月ごと
アンモニア濃度計	定期点検	<ul style="list-style-type: none"> 各部点検清掃及び動作確認 標準液校正 分析部点検 運転状態確認 消耗部品等取替 ループ確認 	1 回	
	校正作業	<ul style="list-style-type: none"> 各部点検清掃及び動作確認 標準液校正 分析部点検 	11 回	1 か月ごと
電気伝導度計	定期点検	<ul style="list-style-type: none"> 各部点検清掃及び動作確認 ゼロ、測定値校正 運転状態確認 消耗部品等取替 ループ確認 	1 回	
	校正作業	<ul style="list-style-type: none"> 各部点検清掃及び動作確認 ゼロ校正 	11 回	1 か月ごと
COD計 (酸素要求量計)	定期点検	<ul style="list-style-type: none"> 各部点検清掃及び動作確認 分析部点検 ゼロ、測定値校正 洗浄装置点検 運転状態確認 消耗部品等取替 ループ確認 	1 回	
	校正作業	<ul style="list-style-type: none"> 各部点検清掃及び動作確認 分析部、洗浄装置点検 ゼロ、測定値校正 	11 回	1 か月ごと

2.4.3 水質計器 (6/8)

機 器 名	保 守 点 検 内 容		回 数	備 考
UV計	定期点検	<ul style="list-style-type: none"> 各部位点検清掃及び動作確認 ゼロ、スパン校正 分析部位点検 運転状態確認 消耗部品等取替 ループ確認 	1 回	
	校正作業	<ul style="list-style-type: none"> 各部位点検清掃及び動作確認 ゼロ、スパン校正 分析部位点検 	11 回	1 か月ごと
気中オゾン濃度計 (排・環境・漏えい) (発生・漏えい)	定期点検	<ul style="list-style-type: none"> 各部位点検清掃及び動作確認 分析部位点検 運転状態確認 消耗部品等取替 ループ確認 	1 回	
	校正作業	<ul style="list-style-type: none"> 各部位点検清掃及び動作確認 分析部位点検 	11 回	1 か月ごと
溶存オゾン濃度計	定期点検	<ul style="list-style-type: none"> 各部位点検清掃及び動作確認 分析部位点検 運転状態確認 消耗部品等取替 ループ確認 	1 回	
	校正作業	<ul style="list-style-type: none"> 各部位点検清掃及び動作確認 分析部位点検 	11 回	1 か月ごと
DO計 (溶存酸素濃度計)	定期点検	<ul style="list-style-type: none"> 各部位点検清掃及び動作確認 ゼロ、スパン校正 分析部位点検 運転状態確認 消耗部品等取替 ループ確認 	1 回	
	校正作業	<ul style="list-style-type: none"> 各部位点検清掃及び動作確認 測定値校正 分析部位点検 	11 回	1 か月ごと
油膜検知器	定期点検	<ul style="list-style-type: none"> 各部位点検清掃及び動作確認 ゼロ、スパン校正 運転状態確認 ループ確認 	1 回	

2.4.3 水質計器 (7/8)

機 器 名	保 守 点 検 内 容		回 数	備 考
振動式密度計	定期点検	<ul style="list-style-type: none"> 各部位点検清掃及び動作確認 測定値校正 分析部点検 運転状態確認 ループ確認 	1 回	
汚泥界面計	定期点検	<ul style="list-style-type: none"> 各部位点検清掃及び動作確認 測定値校正 自動、手動測定動作確認 ループ確認 	1 回	
自動界面計	定期点検	<ul style="list-style-type: none"> 各部位点検清掃及び動作確認 測定値校正 自動、手動測定動作確認 ループ確認 	1 回	
	校正作業	<ul style="list-style-type: none"> 各部位点検清掃及び動作確認 測定値校正 自動、手動測定動作確認 	11 回	1 か月ごと
汚泥濃度計	定期点検	<ul style="list-style-type: none"> 各部位点検清掃及び動作確認 測定値校正 消耗部品等取替 ループ確認 	1 回	
	校正作業	<ul style="list-style-type: none"> 各部位点検清掃及び動作確認 測定値校正 	11 回	1 か月ごと
スラリー濃度計	定期点検	<ul style="list-style-type: none"> 各部位点検清掃及び動作確認 測定値校正 絶縁抵抗等測定 消耗部品等取替 ループ確認 	1 回	
	校正作業	<ul style="list-style-type: none"> 各部位点検清掃及び動作確認 測定値校正 	11 回	1 か月ごと
脱泡槽	洗浄作業	<ul style="list-style-type: none"> 洗浄 	12 回	1 か月ごと

2.4.3 水質計器 (8/8)

機器名	保守点検内容		回数	備考
ボール洗浄装置	<ul style="list-style-type: none"> 各部点検清掃及び動作確認 シーケンスチェック 		12 回	1 か月ごと
トリクロラミン計	2 週間点検	<ul style="list-style-type: none"> 各部点検清掃及び動作確認 配管、電磁弁類、継手等の確認 光源ランプ透過率確認 金属干渉フィルタ確認 分析部点検、圧力確認 かくはん機動作確認 試薬ポンプ点検 コンプレッサ水抜き (附属している場合) 純水器点検 試薬の調整、補充 (ヨウ化カリウム溶液) (リン酸緩衝液) (DPD 溶液) ゼロ校正 自動測定動作、指示確認 	12 回	
	1 か月点検	<ul style="list-style-type: none"> 2 週間点検内容 超純水取替 調製槽点検、清掃 内部試料水配管確認 比色計セル点検、清掃 測定値校正 	10 回	
	6 か月点検	<ul style="list-style-type: none"> 1 か月点検内容 洗浄液 (0.003% 塩素) 調製 時刻調整 反応セル点検、清掃 5mL シリンダー ASSY 取替 	1 回	
	1 年点検	<ul style="list-style-type: none"> 6 か月点検内容 消耗部品等取替 電源電圧測定、調整 	1 回	

2.4.4 自動水質計器 (1/3)

機 器 名		保 守 点 検 内 容	回 数	備 考
定期点検 (1) 簡易点検	濁 度 計 色 度 計	<ul style="list-style-type: none"> 各部位点検清掃及び動作確認 光軸点検、洗浄装置点検、乾燥剤点検 ゼロ、スパン校正 	3 回	区部水質計器 7種類用
	残留塩素計	<ul style="list-style-type: none"> 各部位点検清掃及び動作確認 分析部点検 ゼロ、測定値校正 		
	電気伝導度計	<ul style="list-style-type: none"> 各部位点検清掃及び動作確認 ゼロ、測定値校正 		
	p H 計	<ul style="list-style-type: none"> 各部位点検清掃及び動作確認 洗浄装置点検 標準液校正 内部液補充 		
	計 器 盤	<ul style="list-style-type: none"> 各部位点検清掃 ファン及びフィルタ点検清掃 ループ確認 		
定期点検 (2) 精密点検	濁 度 計 色 度 計	<ul style="list-style-type: none"> 各部位点検清掃及び動作確認 光軸点検、洗浄装置点検、乾燥剤点検 ゼロ、スパン校正 駆動部分解点検、注油 運転状態確認 消耗部品等取替 	1 回	区部水質計器 7種類用
	残留塩素計	<ul style="list-style-type: none"> 各部位点検清掃及び動作確認 分析部点検 ゼロ、測定値校正 回転機構部、電極点検 運転状態確認 消耗部品等取替 		
	電気伝導度計	<ul style="list-style-type: none"> 各部位点検清掃及び動作確認 ゼロ、測定値校正 運転状態確認 消耗部品等取替 		
	p H 計	<ul style="list-style-type: none"> 各部位点検清掃及び動作確認 洗浄装置点検 内部液補充 標準液校正 運転状態確認 消耗部品等取替 		
	水 温 計	<ul style="list-style-type: none"> 各部位点検清掃及び動作確認 測定値校正 		

2.4.4 自動水質計器 (2/3)

機器名		保守点検内容	回数	備考
定期点検 (2) 精密点検	圧力伝送器	<ul style="list-style-type: none"> 各部点検清掃及び動作確認 出力特性試験 導圧配管、本体等外観点検 	1 回	区部水質計器 7種類用
	テレメータ	<ul style="list-style-type: none"> 各部点検清掃及び動作確認 各部レベル等測定 精度試験 		
	制御装置	<ul style="list-style-type: none"> 各部点検清掃及び動作確認 電源電圧点検 		
	計器盤	<ul style="list-style-type: none"> 外観点検清掃 ファン及びフィルタ点検清掃 ループ確認 		
定期点検 (3) 簡易点検	濁度計 色度計 残留塩素計 電気伝導度計 pH計 計器盤	定期点検(1)と同様	3 回	多摩地区水質 計器7種類用
定期点検 (4) 精密点検	濁度計 色度計 残留塩素計 電気伝導度計 pH計 水温計 圧力伝送器 制御装置 計器盤	定期点検(2)と同様	1 回	多摩地区水質 計器7種類用
定期点検 (5) 簡易点検	濁度計 色度計 残留塩素計	定期点検(1)と同様	3 回	多摩地区水質 計器3種類用
定期点検 (6) 精密点検	濁度計 色度計 残留塩素計 制御装置 計器盤	定期点検(2)と同様	1 回	多摩地区水質 計器3種類用

2.4.4 自動水質計器 (3/3)

機 器 名		保 守 点 検 内 容	回 数	備 考
定期点検 (7) 簡易点検	濁度計 色度計 残留塩素計 電気伝導度計	定期点検 (1) と同様	3 回	区部水質計器 4 種類用
定期点検 (8) 精密点検	濁度計 色度計 残留塩素計 電気伝導度計 制御装置 計器盤	定期点検 (2) と同様	1 回	区部水質計器 4 種類用

2.4.5 水質監視装置

点検項目	保守点検内容	回数	備考
簡易点検	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水槽、電極等清掃 ・ サンプリング配管フラッシング ・ 機器動作確認、調整 	1 回	
定期点検	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水槽、電極等清掃 ・ サンプリング配管フラッシング ・ 機器動作確認、警報動作調整、試運転調整 ・ 自動給餌機等点検・補充 (浄水のみ塩素中和剤補充) ・ 供試魚状態確認・補充 (必要に応じて) ・ 自動サンプリング装置動作確認 ・ 採水流量調整 	11 回	1 か月ごと
精密点検	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水槽、電極等清掃 ・ サンプリング配管フラッシング ・ 機器各部の点検、清掃 (浄水用塩素中和槽も含む。) ・ 管理用計算機機能点検 ・ 電源電圧測定 ・ 保温用ヒータ清掃、動作確認 ・ スイッチ、ランプ機能点検 ・ 監視用 CCD カメラ機能点検、清掃 ・ 表示装置点検、清掃 ・ 無停電電源装置点検 ・ 接続部点検 ・ 信号処理装置特性試験 ・ 各部絶縁測定 ・ 測音抵抗値 ・ 安全装置動作試験 ・ 警報出力試験 	1 回	

2.4.6 気象観測装置 (1/4)

機 器 名	保 守 点 検 内 容		回 数	備 考
風向風速計	定 期 点 検	<ul style="list-style-type: none"> 各部外観点検清掃 各部劣化状況確認 測定値確認校正 出力電圧確認 	1 回	
	精 密 点 検	<ul style="list-style-type: none"> 各部外観点検清掃 各部劣化状況確認 測定値確認校正 出力電圧確認 設置方位確認・調整 風速観測動作試験 風向観測動作試験 	1 回	
温度計	定 期 点 検	<ul style="list-style-type: none"> 各部外観点検清掃 各部劣化状況確認 通風ファン動作確認 測定値確認校正 	1 回	
	精 密 点 検	<ul style="list-style-type: none"> 各部外観点検清掃 各部劣化状況確認 通風ファン動作確認 測定値確認校正 通風筒分解清掃 氷温検出動作試験 	1 回	
湿度計・露点計	定 期 点 検	<ul style="list-style-type: none"> 各部外観点検清掃 各部劣化状況確認 測定値確認校正 感湿部洗浄・塩化リチウム溶液塗布 	1 回	
	精 密 点 検	<ul style="list-style-type: none"> 各部外観点検清掃 各部劣化状況確認 測定値確認校正 感湿部洗浄・塩化リチウム溶液塗布 バラストランプ点検状態確認 通風筒分解清掃 氷温検出動作試験 	1 回	

2.4.6 気象観測装置 (2/4)

機器名	保守点検内容		回数	備考
雨量計	定期点検	<ul style="list-style-type: none"> 各部外観点検清掃 各部劣化状況確認 測定値確認校正（注水試験） 	1 回	
	精密点検	<ul style="list-style-type: none"> 各部外観点検清掃 各部劣化状況確認 測定値確認校正（注水試験） 転倒ます部分清掃 パルス出力部・伝送部動作確認 雨量メスシリンダ降水試験 凍結防止ヒータ動作確認 	1 回	
日照計	定期点検	<ul style="list-style-type: none"> 各部外観点検清掃 各部劣化状況確認 出力値確認 	1 回	
	精密点検	<ul style="list-style-type: none"> 各部外観点検清掃 各部劣化状況確認 出力値確認 設置方位確認・調整 日照検出動作確認 	1 回	
日射計	定期点検	<ul style="list-style-type: none"> 各部外観点検清掃 各部劣化状況確認 出力値確認 感湿部洗浄・塩化リチウム溶液塗布 	1 回	
	精密点検	<ul style="list-style-type: none"> 各部外観点検清掃 各部劣化状況確認 出力値確認 設置水平確認・調整 日射検出動作確認 	1 回	
気圧計	定期点検	<ul style="list-style-type: none"> 各部外観点検清掃 各部劣化状況確認 出力値確認 気象台データと比較確認 	1 回	
	精密点検	<ul style="list-style-type: none"> 各部外観点検清掃 各部劣化状況確認 出力値確認 気象台データと比較確認 	1 回	

2.4.6 気象観測装置 (3/4)

機器名	保守点検内容		回数	備考
感雨計	定期点検	<ul style="list-style-type: none"> 各部外観点検清掃 各部劣化状況確認 雨滴検出動作確認 	1 回	
	精密点検	<ul style="list-style-type: none"> 各部外観点検清掃 各部劣化状況確認 雨滴検出動作確認 	1 回	
積雪深計	定期点検	<ul style="list-style-type: none"> 各部外観点検清掃 各部劣化状況確認 出力値確認 	1 回	
	精密点検	<ul style="list-style-type: none"> 各部外観点検清掃 各部劣化状況確認 出力値確認 レーザ発信器設置角度確認・調整 積雪深観測動作確認 人体検地動作試験 	1 回	
降雨強度計	定期点検	<ul style="list-style-type: none"> 各部外観点検清掃 各部劣化状況確認 測定値確認校正（注水試験） 	1 回	
	精密点検	<ul style="list-style-type: none"> 各部外観点検清掃 各部劣化状況確認 測定値確認校正（注水試験） 雨滴検出部分解清掃 雨滴検出油液交換 パルス出力部・伝送部他動作確認 雨量メスシリンダ降水試験 凍結防止ヒータ動作確認 	1 回	
蒸発計	定期点検	<ul style="list-style-type: none"> 各部外観点検清掃 各部劣化状況確認 出力値確認 	1 回	
	精密点検	<ul style="list-style-type: none"> 各部外観点検清掃 各部劣化状況確認 出力値確認 設置水平確認・調整 蒸発観測動作確認 	1 回	

2.4.6 気象観測装置 (4/4)

機 器 名		保 守 点 検 内 容	回 数	備 考
太陽光発電設備 (気象観測設備用)	太陽電池	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各部外観点検清掃 ・ 各部劣化状況確認 ・ 接続部点検 	1 回	
	電源設備 (蓄電池等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各部外観点検清掃 ・ 接続部点検 ・ バッテリー電圧測定 	1 回	
風力発電設備 (気象観測設備用)	風力発電設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各部外観点検清掃 ・ 各部劣化状況確認 ・ 接続部点検 ・ 可動部の動作確認 	1 回	
	電源設備 (蓄電池等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各部外観点検清掃 ・ 接続部点検 ・ バッテリー電圧測定 	1 回	

第5節 電動機

機 器 名	保 守 点 検 内 容	回 数	備 考
直流電動機	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機内点検清掃 ・ 整流子面の状態点検 ・ カーボンブラシの点検及び交換 ・ カーボンブラシ組込み時の圧力調整 ・ ブラシホルダの取付状態点検 ・ 機内温度調整 ・ エアーフィルタ点検清掃 ・ 絶縁抵抗測定 	12 回	1 か月ごと
交流電動機	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機内点検清掃 ・ カーボンブラシの点検及び交換 ・ カーボンブラシ組込み時の圧力調整 ・ ブラシホルダの取付状態点検 ・ 絶縁抵抗測定 	12 回	1 か月ごと

第6節 無線設備

2.6.1 河川情報監視・放流警報装置

機器名		保守点検内容	回数	備考
河川情報監視 装置 放流警報監視 装置	共通事項 (監視局) (中継局) (観測局) (警報局)	<ul style="list-style-type: none"> 各機器点検清掃 送信出力、送信周波数測定 最大周波数偏差測定 スプリアス発射の強度測定 スケルチ感度測定 受信入力電力の各測定 受信感度、S/Nの各測定 空中線外観点検 各部電圧電流測定 	1回	
	監視局	<ul style="list-style-type: none"> 時計装置、タイプライタ点検清掃 	1回	
	中継局	<ul style="list-style-type: none"> 送信機出力、受信機入力レベル測定 中継制御部動作試験 	1回	
	観測局	<ul style="list-style-type: none"> 送信機出力、受信機入力レベル測定 呼出信号選択フィルタ試験 電圧マージン試験 送信保護タイマー動作時間測定 	1回	
	警報局	<ul style="list-style-type: none"> 警報吹鳴時間測定 送信保護、サイレン、拡声装置保護返送信号タイマー動作時間測定 集音マイク、回転灯の動作確認 送信機出力、受信機入力呼出信号選択フィルタ入力レベル測定 サイレン、スピーカ外観点検 	1回	
超短波無線電 話装置	ML (移動局)	<ul style="list-style-type: none"> 各機器本体点検清掃 送信出力、送信周波数測定 最大周波数偏差測定 スプリアス発射の強度、スケルチの各測定 20dB雑音抑圧感度測定 空中線外観点検 各部電圧電流測定 	1回	
	FX (固定局) FB (基地局)	<ul style="list-style-type: none"> 各機器本体点検清掃 送信出力、送信周波数測定 最大周波数偏差測定 スプリアス発射の強度、スケルチの各測定 20dB雑音抑圧感度測定 切替部動作試験 空中線外観点検 	1回	

2.6.2 水道業務用無線装置 (1/2)

機 器 名		保 守 点 検 内 容	回 数	備 考
回線制御装置		<ul style="list-style-type: none"> ・ 外観点検清掃 ・ スイッチ及び可動部の動作確認 ・ 接続部及び取付部点検 ・ 入出力レベル測定 ・ 各部電圧測定 ・ 通話試験 ・ 機能、動作試験 	1 回	システムコンソールを含む。
遠方監視制御装置 (親局)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 外観点検清掃 ・ スイッチ及び可動部の動作確認 ・ 接続部及び取付部点検 ・ 機能、動作試験 	1 回	
遠方監視制御端末				
無線用交換機				
統 制 卓		<ul style="list-style-type: none"> ・ 外観点検清掃 ・ スイッチ及び可動部の動作確認 ・ 接続部及び取付部点検 ・ 通話試験 ・ 機能、動作試験 	1 回	
日報作成装置		<ul style="list-style-type: none"> ・ 外観点検清掃 ・ スイッチ及び可動部の動作確認 ・ 接続部及び取付部点検 ・ 印字動作確認 	1 回	
モニタ卓及び監視卓		<ul style="list-style-type: none"> ・ 外観点検清掃 ・ スイッチ及び可動部の動作確認 ・ 接続部及び取付部点検 ・ 通話試験 ・ 機能、動作試験 	1 回	
送 信 部	基 地 局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電力測定 ・ 周波数偏差測定 ・ スプリアスレスポンス測定 ・ 最大周波数偏差測定 ・ 変調ひずみ率測定 ・ 標準変調入力測定 ・ S/N比測定 	1 回	
	移動無線局 (携帯Ⅰ型)			
	移動無線局 (携帯Ⅱ型)			
受 信 部	基 地 局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感度測定 ・ 周波数偏差測定 ・ ひずみ率測定 ・ スケルチ感度測定 ・ 出力測定 ・ S/N比測定 	1 回	
	移動無線局 (携帯Ⅰ型)			
	移動無線局 (携帯Ⅱ型)			

2.6.2 水道業務用無線装置 (2/2)

機 器 名		保 守 点 検 内 容	回 数	備 考
基 地 局		<ul style="list-style-type: none"> ・ 外観点検清掃 ・ スイッチ及び可動部の動作確認 ・ 接続部及び取付部点検 ・ 空中線系統の点検 ・ 警報回路動作試験 ・ パネルメータ各値測定 ・ 入出力レベル測定 ・ C c h受信電界レベル測定 ・ 各部電圧測定 ・ 動作試験 ・ 通話試験 ・ 直流電源装置点検 ・ 保護連動試験 	1 回	直流電源装置点検は、設置されている場合のみ。
移動無線局	携 帯 I 型	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外観点検清掃 ・ スイッチ及び可動部の動作確認 ・ 接続部及び取付部点検 ・ 通話試験 ・ バッテリー電圧測定 ・ 充電器充電電圧測定 	1 回	充電器点検は設置されている場合のみ。
	携 帯 II 型	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外観点検清掃 ・ スイッチ及び可動部の動作確認 ・ 接続部及び取付部点検 ・ アンテナ、同軸ケーブル点検 ・ 通話試験 ・ バッテリー電圧測定 ・ 充電器充電電圧測定 ・ 車載アダプタ出力電圧測定 ・ 半固定アダプタ出力電圧測定 	1 回	充電器、車載アダプタ、半固定アダプタは、設置されている場合のみ。
操 作 器		<ul style="list-style-type: none"> ・ 外観点検清掃 ・ スイッチ及び可動部の動作確認 ・ 接続部及び取付部点検 ・ 通話試験 	1 回	

第7節 クレーン設備

クレーン設備 (1/3)

機器名		保守点検内容	回数	備考		
ガ ー タ 及 び 走 行 関 係	ランウェイ	レール、緩衝装置	・ 亀裂、ボルトの緩み、脱落の有無の確認	1 回		
	鋼構造部分	運転室又は運転台	・ ガータへの取付部点検 ・ コントローラの動作表示	1 回		
		クレーンガータ及びサドル	・ 構造部の点検 ・ 無負荷のキャンバ点検 ・ 塗膜の点検	1 回		
		横行レール	・ 車輪止め、取付部、レールの点検	1 回		
		トロリフレーム	・ 構造部の点検	1 回		
	走行・横行 機械装置	電動機	・ 取付脚部点検	1 回		
		軸継手	・ キー及びキー溝、軸心、ブッシュ点検 ・ 歯車形及びチェーン形軸継手の給油状態の確認 ・ ボルトの点検	1 回		
		ブレーキ	・ ブレーキの効き具合、足踏み、オイル、ブレーキドラムシュートルクの調整機構等の点検	1 回		
		歯車類	・ 歯車、ギアケース、ギアカバーの点検	1 回		
		長軸及びその他の軸	・ 軸、軸心の通り、キー及びキー溝の点検	1 回		
		軸受	・ 軸受本体、すべり及びころがり軸受点検 ・ ボルトの点検	1 回		
		走行・横行車輪	・ フランジ、ボス及びウェブ点検 ・ ボスとサドルプレートの摩耗の状態確認 ・ 踏面点検、車輪軸受点検	1 回		
	ク ラ ブ 関 係	巻上機械装置	電動機	・ 取付脚部点検	1 回	
			軸継手	・ キー及びキー溝、軸心、ブッシュ点検 ・ 歯車形及びチェーン形軸継手の給油状態の確認 ・ ボルトの点検	1 回	
ブレーキ			・ ブレーキの効き具合、足踏み、オイル、ブレーキドラムシュー、トルクの調整機構等の点検	1 回		
歯車類			・ 歯車、ギアケース、ギアカバーの点検	1 回		

クレーン設備 (2/3)

機 器 名		保 守 点 検 内 容	回 数	備 考	
ケ ー ジ 関 係	巻上機械装置	長軸及びその他の軸	・ 軸 軸心の通り、キー及びキー溝の点検	1 回	
		軸 受	・ 軸受本体、滑り及びころがり軸受点検 ・ ボルトの点検	1 回	
		シ ー ブ	・ シーブ本体、軸及び軸受点検 ・ ロープの外れ止点検 ・ エコライザシエブの亀裂、変形点検	1 回	
		ド ラ ム	・ ドラム本体点検、軸及び軸受点検	1 回	
		ワイヤロープ	・ ロープの構成状態点検 ・ ロープの機体等の接触の有無の確認	1 回	
		フックブロック	・ フックブロック本体の点検 ・ キーププレート、ボルト等の点検	1 回	
潤 滑 装 置		・ グリス樹脂給脂状態、手動グリス給油ポンプ作動状態、潤滑給油ポンプ配管等の点検	1 回		
ケ ー ジ 関 係	電 気 関 係	電 動 機	・ 絶縁抵抗、発熱、軸受の給油状態、スリップリング、ブラシ及びピグテールの点検	1 回	
		開 閉 器 等	・ 外観、接触部の点検、開閉状態、うなり等、継電器の動作、内部配線、ボルトの点検、感電防止設備の点検	1 回	
		コントローラ 操作開閉器	・ 作動状態、フィンガチップ及びローラ、復帰ばね、絶縁棒点検 ・ 電源引込部点検、歯車軸受、接触子接触部状態、ペンダントスイッチ点検	1 回	
		抵 抗 器	・ 端子、グリット、がいし、本体取付部点検	1 回	
	電 気 関 係	集 電 装 置	・ トロリ線、トロリレール、絶縁トロリ、集電器、支持がいし、給電ケーブル点検	1 回	
		機内配線	・ 露出配線点検	1 回	
		照明装置及び信号 灯等	・ 照明装置及び信号灯点検 ・ 通話装置点検	1 回	
	回路の絶縁	・ 分岐回路絶縁抵抗測定	1 回		
安 全 装 置	巻過防止装置	・ 作動状態、接触子、歯車及び軸、取付部点検	1 回		
	非常停止装置	・ 作動状態点検	1 回		
	過負荷警報装置	・ 設定荷重に相当する荷重による警報確認	1 回		

クレーン設備 (3/3)

機 器 名		保 守 点 検 内 容	回 数	備 考
安 全 装 置	衝突防止装置	・ 作動状態及び検出器点検	1 回	
	逸走防止装置	・ 作動状態点検	1 回	
荷 重 試 験	つり上げ試験	・ つり上げ能力、ブレーキ能力、機械部、ガータのたわみ測定	1 回	
	走行横行試験	・ 走行、横行能力、ブレーキ能力、機械部点検	1 回	

第8節 トラックスケール

トラックスケール設備(1/2)

機 器 名		保 守 点 検 内 容	回 数	備 考
ア プ ロ グ ロ ー ド セ ル	本 体 部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外観点検及び清掃 ・ 積載台の点検 ・ 基礎内の点検 ・ ロードセル点検 ・ ロードセルの入出力抵抗の確認 ・ ロードセルの絶縁抵抗測定 ・ 振止（ストッパー等）のギャップ調整点検 ・ 振止（ストッパー等）のネジ、ピンの点検 ・ 刃、刃受け部の点検及びグリスアップ(こうかん併用ロードセル式のみ) 	1 回	
	ロードセル変換器	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外観点検及び清掃 ・ 配線端子、コネクタの接続状態点検 ・ プリント基板点検 ・ 電源電圧の確認 ・ 機能動作確認（表示、ゼロ調整、風袋引き機能等） 	1 回	
デ ジ タ ル ロ ー ド セ ル	本 体 部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外観点検及び清掃 ・ 積載台の点検 ・ 基礎内の点検 ・ 振止（ストッパー等）のギャップ調整点検 ・ 振止（ストッパー等）のネジ、ピンの点検 ・ 刃、刃受け部の点検及びグリスアップ(こうかん併用ロードセル式のみ) 	1 回	
	ロードセル部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外観点検及び清掃 ・ 配線端子、コネクタの接続状態点検 ・ 絶縁抵抗測定 ・ 入出力特性の確認 ・ 電源電圧の確認 ・ 機能動作確認（表示、ゼロ調整、風袋引き機能等） 	1 回	

トラックスケール設備(2/2)

機 器 名	保 守 点 検 内 容	回 数	備 考
指 示 計	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外観点検及び清掃 ・ テンキーの動作確認 ・ 印字機能、紙送り機構点検 ・ 電源電圧の確認 ・ 機能動作確認（表示、ゼロ調整、風袋引き機能等） 	1 回	
荷 重 試 験	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法定ひょう量による荷重試験 	1 回	

第9節 高度浄水処理設備

オゾン設備 (1/2)

機器名	保守点検内容	回数	備考
空気源ブロア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外観点検及び清掃 ・ 構成機器（電動機、ブロア等）の機能点検 ・ 絶縁抵抗等測定 	1 回	
空気冷却・除湿装置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外観点検及び清掃 ・ 冷却、除湿、再生部等の機能点検 ・ 絶縁抵抗等測定 	1 回	
オゾン発生器	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外観点検及び清掃 ・ 絶縁抵抗等測定 	1 回	
排オゾン装置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外観点検及び清掃 ・ 構成機器（ミストセパレータ、処理塔等）の機能点検 ・ 絶縁抵抗等測定 	1 回	
発生器冷却装置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外観点検及び清掃 ・ 構成機器（ポンプ、熱交換器等）の機能点検 ・ 冷却水量、水質点検 ・ 絶縁抵抗等測定 	1 回	
＜電力調整装置＞ インバータ盤	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外観点検及び清掃 ・ 接地線点検 ・ 波形測定 ・ 絶縁抵抗等測定 	1 回	
フィルタリアクトル盤	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外観点検及び清掃 ・ 接続部点検 ・ 接地線点検 ・ 絶縁抵抗等測定 	1 回	
昇圧トランス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外観点検清掃 ・ 温度計点検 ・ 絶縁抵抗等測定 	1 回	

オゾン設備 (2/2) <電力調整装置>

各種試験		保守点検内容	回数	備考
保護連動試験		<ul style="list-style-type: none"> ・ 静止器温度スイッチ点検 ・ 整流素子故障検出装置点検 ・ 直流過電圧継電器点検 ・ 故障表示回路点検 	1 回	特記仕様書に記載された時に実施する。
制御回路試験		<ul style="list-style-type: none"> ・ 実負荷運転時 ・ 制御動作試験及び調整 	1 回	
特性試験	主回路素子等特性測定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主幹制御回路、自動制御系点検 ・ 主回路、各増幅器特性測定 ・ 制御電源、ゲートパルス点検 	1 回	
	制御回路等調整確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制御応答設定値の確認調整 ・ 電流制限値の確認調整 ・ 過電圧検出回路の動作確認 ・ 位相パルス波形確認 	1 回	
設備全体		<ul style="list-style-type: none"> ・ 試運転 	1 回	

提出書類

提出書類一覧

受託者が作成する書類

様式 No	書 類 名	作成部数		電子提出 可能な書類	提 出 時 期 (土曜、日曜及び祝日等を除く。)
		正	副/写		
1	業務計画書	1	1	○	業務委託担当者通知書受領後、速やかに提出 ※電子提出する場合においても原義添付用として、紙面を1部提出する。
6	業務報告書	1	1	○	毎回保守点検終了後速やかに
7	業務完了届	1	1	○	完了後直ちに、ただし完了日まで
9	請求書	1	2		検査合格後
10	業務従事者健康診断書	1	1	○	現場作業開始の前日まで（必要の都度）
11	打合せ議事録	1	1	○	打合せ日の翌日まで
12	承諾書	1	1		業務委託契約変更協議書受領後5日以内
16	業務の一部再委託（委任） 承諾申請書	1	2	○	再委託（委任）契約前まで
17	業務の一部再委託（委任）届	1	1	○	再委託（委任）契約後速やかに

(注) 提出書類の部数は、業務内容により増減することがある。

(注) 電子提出した書類の原義綴りは、原則として業務委託担当者が印刷すること。

当局からの書類による受書

様式 No	書 類 名	備 考
15	指示事項通知書（受領）	指示事項通知書受領後1日以内

(注) 様式内に必要事項を記入し、業務委託担当者に提出する。

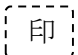
(注) 様式15については、原則として電子メールにより提出する。

当局から受託者に通知する書類（参考）

様式 No	書 類 名	備 考
13	業務委託担当者通知書	
14	業務委託契約変更協議書	業務委託契約書第4条第2項の規定に基づき、協議を行う場合に受託者に通知する。
15	指示事項通知書	電子メールによるやり取りを原則とする。

提出書類記載上の注意事項

1 一般事項

- (1) 提出書類の提出先名は、委託者名を記載する。
- (2) 提出者名を記載する提出書類には、受託者の所在地、会社名及び代表者名を記載する。
- (3) 各様式のうち、㊟には、届出印を押印する。
また、には、当局公印を押印する。
- (4) 提出書類（届出印を押印して提出する書類のみ）が2枚以上にわたる場合は、それらをとじた後、次のいずれかの方法でとじ目又は継ぎ目に届出印を押印する。
 - ア 袋とじた場合は、とじ目に届出印を押印する。
 - イ 袋とじしない場合は、全てのページの継ぎ目に届出印を押印する。
- (5) 紙で提出した書類の記載を訂正するときは、誤記の部分を二本の線で消し、その右側又は上側に正しい記載をするとともに、提出者印（届出印又は業務責任者印）を押印する。
あるいは、上記による訂正後、欄外に訂正の表示（何字抹消、何字挿入）を明記し、提出者印（届出印又は業務責任者印）を押印する。
- (6) 件名、契約番号、契約年月日、契約期間等契約書にあるものは、契約書の表記と同一とする。
- (7) 押印不要の書類に押印がある場合でも差支えないものとする。
- (8) 電子提出した書類は、原則として紙の提出は不要とする。
また、電子で書類の受け渡しを行う場合、事前に業務委託担当者の承諾を得ること。

2 業務計画書

- (1) 業務委託担当者通知書受領後、速やかに業務委託担当者に提出すること。
- (2) (1) にかかわらず、(5) オ以降の項目については、業務の履行に支障のない範囲で業務委託担当者が指示した日までに分割して提出することができる。
- (3) 提出した業務計画書を変更する必要がある場合は、「1.1.11 提出書類」(3)による。ただし、変更した書類の提出期限は、業務の履行に支障のない範囲で業務委託担当者が定める。
- (4) 業務計画書は、ページを付すとともに目次を作成する。
なお、目次は、業務計画書の追加及び変更の経緯が分かるように作成する。
- (5) 業務計画書は、以下の内容について記載する。
なお、オからキまでについては、任意の書式で作成する。
 - ア 表紙
業務計画書を変更又は追加する場合は、表紙の表題の横に「(第○回変更)」又は「(第○回追加)」と記載する。

イ 工程計画

特記仕様書で指定された支払の単位区分ごとに記載する。

ウ 主要業務従事者一覧表及び経歴書

- (ア) 業務責任者、安全責任者及び資格を必要とする作業に従事する者について記載し、経歴書を添付する。
- (イ) 資格を必要とする作業に従事する者については、技能資格欄に資格名を記入し、経歴書に資格証明書の写しを添付する。
- (ウ) 「1.3.8細菌検査」(1)アの検査対象者に該当する業務従事者は全員記載し、細菌検査対象者欄に「○」を記入する。

エ 緊急保安体制

- (ア) 事故発生時の連絡先及び電話番号を記載する。
- (イ) 履行場所が複数ある場合は、個別に記載する。ただし、官公署等が同一の場合は、履行場所を併記して作成することができる。
- (ウ) 特記事項については、次のような安全対策上の特記事項について簡潔に記載する。
 - a 危険な作業場所、設備等に対する安全確保
 - b 酸素欠乏症の防止
 - c 電気事故防止

オ 留意事項

作業時期、作業時間、作業環境等の制約条件等、「1.2.2 仕様書等の精査及び事前調査」での確認事項等を記載する。

カ 現場組織、職務分担表

業務責任者、安全責任者、その他主要な業務従事者の職務内容、連絡先等を記載する。

また、再委託を行う場合は、再委託先の名称、責任者、連絡先、業務範囲等について記載する。

キ 作業計画（作業内容に応じて必要な事項を記載する。）

- (ア) 点検機器、点検内容、点検方法、その他必要事項
- (イ) 仮設、養生
準備する仮設備について、具体的に記載する。
また、機器等の養生について、実施内容を記載する。
- (ウ) 安全衛生管理体制
a から g までについて、具体的な内容を記載する。
 - a 労働安全の体制（安全教育、訓練、日々の安全確認等）
 - b 作業安全の体制（指揮者、監視人等の配置）
 - c 火気、危険物、化学物質等の取扱い
 - d 酸素欠乏症、有毒ガス等への対策
 - e 感電事故防止対策
 - f 路上作業時の保安施設の設置、誘導員の配置等
 - g 墜落、転落事故防止、工具等落下防止対策

- (エ) 発生材、廃棄物等の扱い
発生材、廃棄物等について、内容、処理方法等を記載する。
- (オ) 環境対策
実施する環境対策について具体的に記載する。

3 業務報告書

- (1) 特記仕様書で指定する単位区分ごとに保守点検終了後速やかに作成し、業務委託担当者に提出する。
- (2) 月単位で保守点検を実施するものについては月単位で作成する。
- (3) 保守点検結果は、別添とし、データシートやチェックリストのほか、所見を記載する。所見は、技術的見解や各部の消耗度等の提言を含むものとする。
- (4) 点検によって発見された異常箇所等について、一覧表としてまとめ、報告書に添付する。

また、一覧表には、機器名称、異常の状況、異常の根拠となるデータ、保守点検における措置及び今後の改善処置に対する受託者の見解を記載するとともに、異常箇所等のうち最低限必要な箇所を撮影した写真を添付する。写真は、カラー写真とし、サイズは、撮影対象が確認できる必要十分な大きさとする。

なお、必要に応じて業務委託担当者が提出を求めた場合は、写真の電子データを提供する。

4 業務完了届

- (1) 支払の単位区分に係る作業の完了後、速やかに業務完了届を作成し、業務委託担当者に提出する。
- (2) 契約代金の請求の単位で作成する。
- (3) 保守点検作業内容が多い場合は、別紙に記載し、それを添付する。
- (4) 別紙は、業務報告書を作成する保守点検作業の単位で作成し、保守点検を実施した日付、対象機器及び数量を記載する。

5 請求書

- (1) 契約代金の支払請求時に業務委託担当者に提出する。
- (2) 支払金振込口座登録済の受託者は、債主登録番号を記入する。
- (3) 支払金振込口座登録をしていない受託者は、支払金口座振替依頼書を添付する。
- (4) 適格請求書発行事業者は、登録番号を記入する。

また、請求書提出までに、登録通知書又は国税庁適格請求書発行事業者公表サイトの写しを提出する。

なお、複数回支払請求を行う場合は、写しの提出は初回のみでよい。

6 業務従事者健康診断書

- (1) 提出の対象となる作業の前日までに業務委託担当者に提出する。
- (2) 業務責任者名を記載する。

- (3) 様式10の業務従事者健康診断書には、試験（細菌）検査結果を添付する。ただし、「1.3.8 細菌検査」(2)に該当する場合は、受託者実施健康診断の検査結果の写しを添付する。

7 打合せ議事録

- (1) 業務責任者名を記載する。
(2) 2ページ目以降は罫線のみの様式を用いる。

8 承諾書

- (1) 当局からの業務委託契約変更協議書に基づく協議を承諾する場合、契約変更内容を記載し、収入印紙を貼付して提出する。
(2) 契約金額の欄のうち増減金額は、増・減いずれか該当する方を丸で囲む。
(3) 件名から変更内容までの記載は、当局が作成した業務委託契約変更協議書の記載と同一にする。

9 業務の一部再委託（委任）承諾申請書

業務の一部を委任又は再委託する場合に提出する。

様式の欄内に記載しきれない項目がある場合、以下の項目を併せて別紙に記載する。

- (1) 件名
(2) 履行場所
(3) 履行期限
(4) 一部再委託（委任）者名

10 業務の一部再委託（委任）届

「業務の一部再委託（委任）承諾申請書」を提出し、当局が承諾した場合に提出する。

様式の欄内に記載しきれない項目がある場合、以下の項目を併せて別紙に記載する。

ただし、「職務及び氏名」を別紙とする場合は、様式3を使用する。

- (1) 件名
(2) 履行場所
(3) 履行期限
(4) 一部再委託（委任）金額
(5) 一部再委託（委任）者名

11 指示事項通知書

当局からの指示事項通知書を受け取った後、複写後、受領年月日及び業務責任者氏名を記入したものを提出する。

なお、受領確認として、業務委託担当者及び業務責任者間でやり取りした電子メール等を残すこと。

様式 1



業 務 計 画 書

令和 ○年 ○月 ○日

(委託者宛)

東京都水道局

〇〇浄水管理事務所長

〇〇 〇〇 殿

住所 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

受託者 水道製作株式会社

氏名 代表取締役 水道 太郎

〔 法人の場合は名称
及び代表者の氏名 〕

業務責任者 設備一郎

下記委託について別添業務計画書を提出します。

契 約 番 号	〇〇〇〇第〇〇〇号
件 名	令和〇〇年度〇〇浄水場外1か所〇〇設備保守業務委託

(注) 業務計画書を変更又は追加する場合は、標題の横に (第○回変更) 又は (第○回追加) と記載し提出する。

工 程 計 画

番 号	業 務 内 容	○ 月		○ 月		○ 月		○ 月		○ 月		○ 月	
		10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20
1	○○浄水場○○管理室○○設備保守点検作業		20		31								
2	◎◎給水所○○設備保守点検作業				1		31						
3													
4													
5													
6													
7													
8													

(注) 必要に応じて、A3判による作成も可。

様式 4

経歴書 (〇〇〇〇〇)

氏 ^よ ^り ^が 名 ^な 設備一郎 ^{せつびいちろう}

職 歴

昭和〇〇年〇月

水道製作株式会社 入社

平成 〇年〇月

〇〇浄水場〇〇設備保守業務委託

平成 〇年〇月

〇〇浄水場外 1 か所〇〇設備保守業務委託

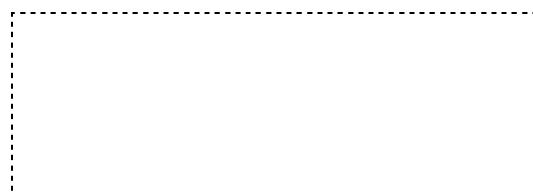
資 格

昭和〇〇年〇月

〇 〇 主任技師 〇〇第〇〇〇号

緊急保安体制

履行場所	東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号 東京都水道局〇〇浄水管理事務所	
受託者	水道製作株式会社 代表取締役 水道 太郎 (昼) 電話番号 (夜) 電話番号	業務責任者 設備 一郎 (昼) 電話番号 (夜) 電話番号
水道局	東京都水道局〇〇浄水管理事務所 業務委託担当者 〇〇 〇〇 電話番号	
官公署等	〇〇警察署 電話番号	〇〇消防署 電話番号
	〇〇労働基準監督署 電話番号	〇〇病院 電話番号
特記事項		



業 務 報 告 書 (No.)

令和 ○年 ○月 ○日

(委託者宛)

東京都水道局

〇〇浄水管理事務所長

〇〇 〇〇 殿

住所 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

受託者 水道製作株式会社

氏名 代表取締役 水道 太郎

〔 法人の場合は名称

及び代表者の氏名 〕

業務責任者 設備一郎

下記委託について別添業務報告書を提出します。

契 約 番 号	〇〇〇〇第〇〇〇号
件 名	令和〇〇年度〇〇浄水場外1か所〇〇設備保守業務委託



業 務 完 了 届 (No.)

令和 〇年 〇月 〇日

(委託者宛)

東京都水道局

〇〇浄水管理事務所長

〇〇 〇〇 殿

住所 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

受託者 水道製作株式会社

氏名 代表取締役 水道 太郎

〔 法人の場合は名称

及び代表者の氏名 〕

業務責任者 設備一郎

下記の委託を完了したので届け出ます。

契 約 番 号	〇〇〇〇第〇〇〇号
件 名	令和〇〇年度〇〇浄水場外1か所〇〇設備保守業務委託

業務従事者健康診断書（第〇回）

令和 〇年 〇月 〇日

（委託者宛）
東京都水道局
〇〇浄水管理事務所長
〇〇 〇〇 殿

東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
水道製作株式会社
代表取締役 水道 太郎

業務責任者 設備一郎

下記のとおり別紙、（試験（細菌）検査成績通知書）を添えて提出します。

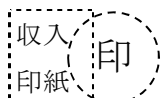
記

- 1 件 名 令和〇〇年度〇〇浄水場外 1 か所〇〇設備保守業務委託
- 2 契約番号 〇〇〇〇第〇〇〇号

- （注） 1 試験（細菌）検査成績通知の写しを添付する。
2 （ ）内は検査機関が作成した書類名を記入する。



承諾書



(委託者宛)

東京都水道局

〇〇浄水管理事務所長

〇〇 〇〇 殿

令和 〇年 〇月 〇日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

水道製作株式会社

代表取締役 水道 太郎



協議のあった下記の契約変更については、異議なく承諾致します。

記

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 件 名 | 令和〇〇年度〇〇浄水場外1か所〇〇設備保守業務委託 |
| 2 | 契約番号 | 〇〇〇〇第〇〇〇号 |
| 3 | 契約年月日 | 令和 〇年 〇月 〇日 |
| 4 | 契約金額 | 既定金額 ¥00,000,000.- (¥000,000.-)
変更金額 ¥00,000,000.- (¥000,000.-)
増減金額 ¥0,000,000.- (¥000,000.-) |
| 5 | 契約期間 | 既定契約期間 契約締結の日の翌日から
〇〇日間
変更契約期間 契約締結の日の翌日から
◇◇日間 |
| 6 | 変更内容 | 別冊変更書類のとおり |

(注) 契約金額の(内書き)は、取引に係る消費税及び地方消費税の額を示す。

業務委託担当者通知書

令和 ○年 ○月 ○日

水道製作株式会社

代表取締役 水道 太郎 殿

東京都水道局

○○浄水管理事務所長

○○ ○○

下記のとおり業務委託担当者を受託者に通知します。

記

件 名	令和○○年度○○浄水場外 1 か所○○設備保守業務委託				
契約番号	○○○○第○○○号				
契約年月日	令和 ○年 ○月 ○日				
業務委託担当者	摘要	業務委託担当者	摘要	業務委託担当者	摘要
(総括) ○○ ○○					
(副総括) ○○ ○○					
(事務取扱) ○○ ○○					
○○ ○○					
○○ ○○					
○○ ○○					

(注) 業務委託担当者を変更する場合は、標題の横に(変更)と表示し摘要欄に変更と明記する。



業務委託契約変更協議書

令和 ○年 ○月 ○日

水道製作株式会社

代表取締役 水道 太郎 殿

(委託者)

東京都水道局

〇〇浄水管理事務所長

〇〇 〇〇 印

下記のとおり変更したいので、契約条項第4条第2項の規定により協議します。異議のないときは、承諾書を提出願います。

契 約 番 号	〇〇〇〇第〇〇〇号	
件 名	令和〇〇年度〇〇浄水場外1か所〇〇設備保守業務委託	
契 約 金 額	既定金額	¥00,000,000.- (¥000,000.-)
	変更金額	¥00,000,000.- (¥000,000.-)
	増減金額	¥0,000,000.- (¥000,000.-)
契 約 期 間	既定契約期間	令和 ○年 ○月 ○日まで
	変更契約期間	令和 ○年 ○月 ○日まで
変 更 内 容	別紙のとおり	

(注) 契約金額の(内書き)は、消費税及び地方消費税の額を示す。

<h2 style="margin: 0;">指示事項通知書</h2>			
令和 ○年 ○月 ○日			
(業務責任者) 水道製作株式会社 設備 一郎 殿			
(業務委託担当者) 東京都水道局○○浄水管理事務所○○課 ○○ ○○			
契 約 番 号	○○○○第○○○号		
件 名	令和○○年度○○浄水場外 1 か所○○設備保守業務委託		
受領年月日	令和○年○月○日	業務責任者氏名	設備 一郎

※この指示事項通知書の受領確認として、業務委託担当者及び業務責任者間でやり取りした電子メール等を残すこと。

(注) 本様式は、保守業務委託を施行するに当たり必要な指示等を行う場合に使用する。



業務の一部再委託（委任）承諾申請書

令和 ○年 ○月 ○日

（委託者宛）
 東京都水道局
 ○○浄水管理事務所長
 ○○ ○○ 殿

住所 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
 受託者 水道製作株式会社
 氏名 代表取締役 水道 太郎

下記のとおり業務の一部を再委託（委任）するので承諾を申請します。
 なお、選定に当たっては、十分な履行能力を有するものとし、業務に支障のないようにします。

契 約 番 号	○○○○第○○○号
件 名	令和○○年度○○浄水場外1か所○○設備保守業務委託
一部再委託（委任）者名	
一部再委託（委任）理由	
一部再委託（委任）内容	

上記の件について承諾します。

受託者 殿

令和 年 月 日
 東京都水道局○○事務所
 ○○課長
 氏名 ○○ ○○



業務の一部再委託（委任）届

令和 ○年 ○月 ○日

(委託者宛)
 東京都水道局
 ○○浄水管理事務所長
 ○○ ○○ 殿

住所 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
 受託者 水道製作株式会社
 氏名 代表取締役 水道 太郎 ※

令和○○年○○月○○日付けの承諾により、下記のとおり業務の一部を再委託（委任）するので届け出ます。

契 約 番 号	○○○○第○○○号
件 名	令和○○年度○○浄水場外1か所○○設備保守業務委託
一部再委託（委任）金額	¥00,000,000.- (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥000,000.-)
一部再委託（委任）者名	
職務及び氏名	

※受託者氏名欄に記名の上、押印を省略する場合は、以下を記載する。

〔事務担当者〕

所属：_____ 役職：_____ 氏名：_____ 電話番号：_____

(都職員使用欄) 押印省略時の 本人確認日、確認方法及び確認者	年 月 日	<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> テレビ会議	(確認者氏名)
------------------------------------	-------	--	---------

附 則

附則-1 電子成果品（委託書類）の作成について

1 電子成果品の取り扱い

電子データによる提出が可能な書類については、標準仕様書「提出書類」「提出書類一覧」受託者が作成する書類によること。

電子データにより提出した書類は、委託完了時に電子媒体として原則1部提出すること。電子媒体は、CD-R又はDVD-Rを原則とし、これ以外の電子媒体の場合については、業務委託担当者の承諾を得るものとする。

2 電子提出書類の原本性保証に関する対応について

受注者は、電子媒体の提出に当たり、図1のとおり電子媒体のラベルに下記内容を記載すること。

なお、ラベルは、直接印刷、全面貼付け、又は油性フェルトペンで表記し、光学ドライブの故障の原因となるようなラベルプリンター等の一部貼付けを行わないこと。

- (1) 委託件名
- (2) 契約番号
- (3) 契約年月日
- (4) 履行期限
- (5) 委託担当部所名
- (6) 受託者名
- (7) 作成年月日
- (8) ウイルスチェックに関する情報
 - (ア) 使用したウイルス対策ソフト名
 - (イ) ウイルス定義（パターンファイル）年月日又はパターンファイル名
 - (ウ) チェック年月日

3 電子成果品のチェック

受託者は、履行中に電子提出した書類が完全に電子データとして電子媒体内に揃っていること、及び閲覧可能であることを確認すること。

また、最新のウイルス対策ソフトでウイルスに感染がないかを確認する。

なお、使用するウイルス検査ソフト及びウイルス定義ファイルは、ウイルス検査を行う時点で最新のものを使用する。



図-1 CD-R記載例

参 考

(注意事項)

ここに記載する契約書及び約款は、参考です。
標準仕様書の一部を構成するものではありません。

業務委託契約書

1 件名 _____

2 契約金額

	億	千	百	十	万	千	百	十	円
--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 _____)

3 契約期間 _____

4 履行場所 _____

5 契約保証金 _____

委託者と受託者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、裏面の条項により業務委託契約を締結する。委託者と受託者とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 東京都

印

受託者

住所

氏名

印



(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、契約書及びこの約款（以下「契約書」という。）に基づき、別添仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 受託者は、契約書記載の業務を契約書記載の契約期間内に完了させるものとし、委託者は、その契約代金を支払うものとする。この場合において、契約期間が日数で定められているときは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日、12月29日から同月31日までの期間、1月2日、同月3日、日曜日及び土曜日は、この日数に算入しない。
- 3 受託者は、契約書又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段を、その責任において定めるものとする。
- 4 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。
- 5 契約書に定める催告、請求、届出、報告、申出、協議、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
- 9 契約書及び仕様書等における期間の定めについては、契約書又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、委託者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(権利義務の譲渡等)

- 第2条 受託者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括再委託の禁止)

- 第3条 受託者は、業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委任し、又は委託してはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(契約内容の変更等)

- 第4条 委託者は、必要があると認めるときは、受託者と協議の上、この契約の内容を変更し又は履行を一時中止することができる。
- 2 前項の規定により契約の内容を変更する場合において、契約金額を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議の上、これを定める。
- 3 受託者は、自己の責めに帰すことができない事由により、契約期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示して、委託者に契約期間の延長を申し出ることができる。この場合において、委託者は、その申出を相当と認めたときは、受託者と協議の上、これを定める。
- 4 前項の規定による申出は、契約期間内に行わなければならない。

(委託者の立会い)

- 第5条 委託者は、委託者の指定する職員をして、契約書の他の条項に定めるもののほか、仕様書等に定められた事項の範囲内において、受託者の履行する業務に立ち合わせ、受託者の履行状況の報告を求めることができる。

(業務責任者)

- 第6条 受託者は、業務履行の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する者を業務責任者として選任しなければならない。
- 2 業務責任者は業務の円滑な管理・運営に努め、現場を総括する。

(仕様書等と不適合の場合の補修義務)

- 第7条 受託者は、業務の履行が仕様書等と適合しない場合において、委託者がその補修を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、受託者は、契約金額の増額又は契約期間の延長を請求することができない。

(事情変更による契約内容の変更)

- 第8条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により、契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、委託者又は受託者は相手方と協議の上、契約金額、契約期間その他の契約内容の変更を請求することができる。

(一般的損害)

- 第9条 この契約の履行に関して発生した損害については、受託者がその費用を負担する。ただし、その損害（火災保険その他の保険等により、填補された部分を除く。）のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第10条 業務の施行に伴い第三者に損害を与えたときは、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（火災保険その他の保険等により、填補された部分を除く。）のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

(検査及び補修)

- 第11条 受託者は、業務が完了したときは、直ちに委託者に通知し、委託者の検査を受けなければならない。
- 2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に、受託者に立会いを求め、検査を行わなければならない。この場合において、委託者は、検査を行う日時を受託者に通知しなければならない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、委託者は、必要があるときは、受託者に通知の上、その立会いを求め、検査を行うことができる。
- 4 受託者は、第2項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 5 検査に要する費用は、全て受託者の負担とする。
- 6 第2項又は第3項の検査に合格したときをもって、当該検査に合格した部分に係る履行を完了したものとする。
- 7 受託者は、第2項の検査に合格しない場合で、委託者が特に1回に限り補修を認めるときは、委託者が指示した期間内にこれを完了しなければならない。この場合において、補修が完了したときは、第2項及び第4項から前項までの規定を準用する。
- 8 前項の補修が指定期間内に完了しないとき又はその検査に合格しないときは、委託者は、契約期間経過後の日数に応じ、受託者から遅延違約金を徴収する。この場合において、第15条第1項及び第2項の規定を準用する。

(契約代金の支払)

- 第12条 受託者は、業務を完了させ前条第2項又は第7項の検査に合格したときは、契約代金の支払を委託者に請求することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、受託者は、保守、清掃及び工事監理に関する業務で、契約期間が2月を超すものについて、毎月末以降において、当該月に業務が完了し検査に合格したものの契約代金を、委託者に請求することができる。ただし、工事監理に関する業務は、検査に合格した履行部分に対して、その代価の10分の9以内とする。
 - 3 委託者は、前2項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。
 - 4 委託者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(契約保証金)

- 第13条 契約保証金は、契約金額が増減されたときは、これに応じて増減するものとする。ただし、既納保証金が契約金額の100分の10以上であるときは、受託者は、更に納入することを要しない。
- 2 委託者は、第11条第2項若しくは第7項の検査に合格したとき又は第18条第1項若しくは第19条第1項の規定によりこの契約が解除されたときは、受託者の請求により、30日以内に契約保証金を返還する。
 - 3 契約保証金には、利息を付さないものとする。

(契約不適合責任)

- 第14条 委託者は、業務内容に適合しないものがあるときは、受託者に対して、別に定める場合を除き、その修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償を請求することができる。ただし、委託者の指示により生じたものであるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合において、委託者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受託者に通知しないときは、委託者は、前項の請求をすることができない。ただし、受託者が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではない。

(履行遅滞の場合における違約金等)

- 第15条 受託者の責めに帰すべき事由により契約期間内に業務を完了することができない場合において、契約期間経過後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、委託者は、受託者から遅延違約金を徴収して契約期間を延長することができる。
- 2 前項の遅延違約金の額は、契約金額（委託者が分割して履行しても支障がないと認めた既済部分を除く。）につき遅延日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。
 - 3 委託者の責めに帰すべき事由により、第12条第3項の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく財務大臣の告示により当該支払金額の請求が委託者に到達した日において適用される割合（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の支払を委託者に請求することができる。

(委託者の催告による解除権)

- 第16条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
 - (2) 指定期日内に業務を完了しないとき又は指定期日後相当の期間内に完了する見込みがないと委託者が認めるとき。
 - (3) 正当な理由なく、第11条第7項の補修又は第14条第1項の履行の追完等がなされないとき。
 - (4) 受託者又はその代理人若しくは使用人が、この契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
 - (5) 受託者又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、委託者の監督又は検査の実施に当たり、その職務の執行を妨害したとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がこの契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

- 第16条の2 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 第2条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。

- (2) 業務を終了させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受託者がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行しないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる権利又は義務を譲渡等したとき。
- (8) 第19条に規定する事由によらないで、受託者がこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 受託者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。
- (10) 公正取引委員会が受託者に対し、この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は同法第7条の2（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき又は排除措置命令又は納付命令において、この契約に関して、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (11) この契約に関して、受託者（受託者が法人の場合については、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第17条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受託者は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として委託者に納付しなければならない。

- (1) 前2条の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項に該当する場合において、契約保証金の納付が行われているときは、委託者は、当該契約保証金を第1項の違約金に充当することができる。
- 4 前2条の規定により契約を解除した場合又は第2項各号に掲げる者により契約が解除された場合において、契約の解除が契約期間後に行われたときは、委託者は、契約期間の翌日から解除の日（受託者の申出に基づく場合は、その書面が委託者に到達した日）までの日数に応じ、受託者から遅延違約金を徴収する。この場合において、遅延違約金の額は、第15条第2項の規定を準用する。

（協議解除）

第18条 委託者は、必要があるときは、受託者と協議の上、この契約を解除することができる。

2 委託者は、前項の規定により契約を解除したことにより受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受託者の解除権）

第19条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第4条第2項の規定により、契約金額が3分の2以上減少するとき。
 - (2) 第4条第1項の規定による業務の中止期間が引き続き3月を超えたとき。
 - (3) 委託者の責めにより業務を完了することが不可能になったとき。
- 2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。

（解除等に伴う措置）

第20条 契約が解除された、又は受託者がその債務の履行を拒否し、若しくは、受託者の債務について履行不能となった場合（以下「契約が解除された場合等」という。）において、検査に合格した履行部分があるときは、委託者は当該履行完了部分に対する代金相当額を支払うものとする。

- 2 受託者は、この契約が解除された場合等において、貸与品、支給材料等があるときは、遅滞なく委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品、支給材料等が受託者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。
- 3 受託者は、この契約が解除された場合等において、履行場所等に受託者が所有する材料、工具その他の物件があるときは、遅滞なく当該物件を撤去（委託者に返還する貸与品、支給材料等については、委託者の指定する場所へ搬出。以下この条において同じ。）するとともに、履行場所等を原状に復して委託者に明け渡さなければならない。

- 4 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の原状回復を行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件を処分し、履行場所等の原状回復を行うことができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、委託者の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。
- 5 第2項及び第3項に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、第16条、第16条の2又は第17条第1項若しくは同条第2項の規定により契約が解除された場合等においては委託者が定め、第18条又は前条の規定により契約が解除されたときは、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(賠償の予定)

第21条 受託者は、この契約に関して、第16条の2第10号又は第11号のいずれかに該当するときは、委託者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の100分の30に相当する額を支払わなければならない。この契約を履行した後も同様とする。ただし、第16条の2第11号のうち、受託者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(相殺)

第22条 委託者は、受託者に対して有する金銭債権があるときは、受託者が委託者に対して有する保証金返還請求権、契約代金請求権その他の債権と相殺し、なお不足があるときは、これを追徴する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第23条 契約書において書面により行われなければならないこととされている催告、請求、届出、報告、申出、協議、承諾及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補則)

第24条 契約書又は仕様書等に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定める。

(暴力団等排除に関する特約条項)

第25条 暴力団等排除に関する特約条項については、別紙に定めるところによる。

暴力団等排除に関する特約条項（業務委託契約）

（暴力団等排除に係る契約解除）

- 第1条 委託者は、受託者が、東京都水道局契約関係暴力団等対策措置要綱（平成22年1月5日付22水経契第368号。以下「要綱」という。）別表1号に該当するとして（受託者が事業協同組合等であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）、要綱に基づく排除措置を受けた場合は、この契約を解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。
- 2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた委託者の損害の賠償を受託者に請求することができる。
 - 3 委託者は、第1項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって受託者に損害が生じても、その責めを負わないものとする。
 - 4 業務委託契約書第17条第1項、第3項及び第4項の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。
 - 5 契約の解除に伴う措置等については、契約書第20条第1項から第4項までの規定を準用するものとする。
 - 6 業務委託契約書第20条第2項及び第3項に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、委託者が定めるものとする。

（再委託禁止等）

- 第2条 受託者は、要綱に基づく排除措置を受けた者又は東京都（以下「都」という。）の競争入札参加資格を有する者以外の者で都の契約から排除するよう警視庁から要請があった者（以下「排除要請者」という。）に再委託してはならない。
- 2 受託者が排除措置を受けた者又は排除要請者のうち要綱別表1号に該当する者に再委託していた場合は、委託者は、受託者に対して、当該再委託の契約の解除を求めることができる。
 - 3 前項の規定により当該再委託の契約の解除を行った場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。
 - 4 委託者は、第2項に規定する契約の解除を求めたにもかかわらず、受託者が正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、東京都水道局（以下「局」という。）の契約から受託者を排除する措置を講ずることができる。

（不当介入に関する通報報告）

- 第3条 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合（再委託した者が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。）は、遅滞なく委託者への報告及び警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をしなければならない。
- 2 前項の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を委託者に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出するものとする。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行うことができる。この場合には、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を委託者及び管轄警察署に提出しなければならない。
 - 3 受託者は、再委託した者が暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく受託者に対して報告するよう当該再委託した者に指導しなければならない。
 - 4 委託者は、受託者が暴力団等から不当介入を受けた場合において、正当な理由がなく委託者への報告又は管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、局の契約から受託者を排除する措置を講ずることができる。